

2023 - 2027

多久市男女共同参画計画

多久市DV対策基本計画
多久市女性活躍推進計画



令和5年3月
佐賀県多久市

市長あいさつ

男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、「男女」にとどまらず、年齢、国籍、性的指向・性自認（性同一性）に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現にもつながるものであります。このような観点を踏まえ、新しい令和の時代を切り拓き、また、ポストコロナの「新しい日常」の基盤となることを目指して、第4次多久市男女共同参画計画を策定します。

また、世界経済フォーラムが発表した「ジェンダー・ギャップ指数2022」では、世界146ヶ国中における日本の順位は116位となっており、まだまだ低い順位にあります。このままでは世界的に見ても男女共同とはなっておらず、男性・女性がともに活躍できる社会を目指し、お互いが活躍できる環境づくりを進めていかなければなりません。

本市にある孔子廟「多久聖廟」ゆかりの論語の中に「恕」の教えがあり、その真髄は「己の欲せざるところ、人にほどこすことなかれ」との教えです。お互いに向き合い、協力することが大切であり、自分にとって嬉しいことや有り難いと思うことは、相手にもして差し上げることが大切であるという教えです。この「恕」の心を重んじつつ市民の気持ちに寄り添う行政を進めます。

今回の「男女共同参画計画」では、第3次での基本理念を継承しつつ、発展させるとともに、社会情勢への変化にも対応しながら進めていくこととしています。

今後は、男性だからとか女性だからではなく、性別や国籍などにとらわれず、多様な人がその個性や能力を各々発揮できる社会や環境づくりとして、家庭・地域・職場・行政がともに協力し、手を差し伸べあうことが必要と考えておりますので、男女共同参画の推進へのご協力並びにご理解をお願いいたします。

結びに、この計画の策定にあたりご協力、ご尽力いただきました多くの方々に、心より御礼申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

多久市長 横尾俊彦

目 次

第1部 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の基本理念	2
3. 計画の位置付け	2
4. 計画の期間	3
5. SDGsについて	3

第2部 計画策定の背景

1. 世界では	4
2. 日本では	6
3. 佐賀県では	8
4. 多久市では	10
5. 男女共同参画に関する社会情勢の変化と市民の意識の変化	
(1) 社会情勢の変化	11
(2) 市民の意識	15

第3部 計画の内容

計画体系図	24
基本目標1 男女平等・男女共同参画の意識づくり	26
基本目標2 政策・方針決定への女性参画の推進	28
基本目標3 支え合い安心して暮せる環境づくり	30
基本目標4 男女がともに働きやすい環境づくり	32
【多久市女性活躍推進計画】	
基本目標5 男女間のあらゆる暴力の根絶	35
【多久市DV対策基本計画】	
基本目標に基づく指標	38

第4部 推進体制

(1) 推進体制の保持	40
(2) 市民・事業者との協働による推進	40
(3) 国・県・近隣市町との連携	40
(4) 企業等との連携	40

参考資料

・関係法令	41
・意識調査結果（抜粋）	59
・男女共同参画に関する用語集	73

第 1 部

計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の基本理念
3. 計画の位置付け
4. 計画の期間
5. S D G s について

第1部 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現は21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけられました。国は、平成12年に同法に基づく「男女共同参画基本計画」を策定し、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される男女共同参画社会の実現に向け、国として取り組むべき施策を総合的、体系的に整備し、推進することとしました。

平成13（2001）年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」という。）」が制定され、DV（ドメスティック・バイオレンス）の防止と被害者の支援に向けた取り組みが進められました。平成19年の同法の改正により、市町村に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する「市町村基本計画」の策定の努力義務が定められました。

平成27年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）（以下「女性活躍推進法」という。）」が施行され、市町村には活力ある地域社会の実現に向け女性の活躍を推進するための計画の策定が求められています。

こうした情勢の中、本市においては、平成15年3月に「多久市男女共同参画計画～男（ひと）と女（ひと）ともに輝く社会を目指して～」を、平成25年3月に第2次計画となる「多久市男女共同参画計画（2013～2017）」を、平成30年3月に第3次計画となる「多久市男女共同参画計画」を策定し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、計画に基づいた施策や事業の推進に取り組んできました。

これらの取り組みにより、男女間の不公平感や性別に基づく固定的な役割分担意識は少しずつ解消されています。しかしながら、少子・高齢化に見られる人口構成の変化や家族形態の変化、男女の生き方の多様化が進む一方で、これまでの男女における格差が存在する社会制度や慣行が障壁となり、依然として女性の参画が進んでいない分野も残っており、今後も引き続き男女共同参画社会の実現に向けて積極的に啓発を図っていく必要があります。

第4次となる多久市男女共同参画計画（2023～2027）は、第5次多久市総合計画の中で、「女性の社会参画の推進及び啓発」、「DV（家庭内暴力）を許さない取り組み」について、市が取り組むべきこととして位置づけており、女性活躍推進法に基づく女性が活躍できる環境づくりや、男女共同参画社会の形成に向けて取り組むべき施策として、この計画で具体的に示すとともに、男女共同参画政策がより一層、市民やC S O*（市民社会組織）と行政が一体となった取り組みとして展開されるよう、推進体制を保持し、総合的かつ計画的に推進するための指針として策定します。

*DV（ドメスティック・バイオレンス／domestic violence）とは、「パートナー等の親密な関係にある（あった）カップルの間でみられる暴力」のこと。

*C S Oとは、Civil Society Organizations（市民社会組織）の略で、佐賀県ではNPO法人、市民活動・ボランティア団体（以上志願組織）に限らず、自治会・町内会、婦人会、老人会、PTA（以上地縁組織）といった組織・団体も含めて、「C S O」と呼称しています。

2 計画の基本理念

第4次計画の推進に当たっては、次の5つの基本理念に沿って、各種施策を策定し、計画的に推進します。

男女の人権の尊重

男女の個人としての人権が尊重され、性別による差別的取扱いを受けず、それぞれが能力を自由に発揮する機会が確保されること

社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会における制度又は慣行のあり方を考え、中立なものとするように配慮されること

男女が共に参画する機会の確保

男女が、社会の対等な構成員として、政策や方針決定などあらゆる分野において参画できる機会が確保されること

家庭生活と仕事・地域活動との両立

家族の一員として、男女が互いに協力し、子育て、介護など家族の一員として役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動を行うことができるようにすること

男女間の暴力の根絶

人間としての尊厳を傷つけ、ときには犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるDVを根絶し、被害者支援に向け取り組みを行うこと

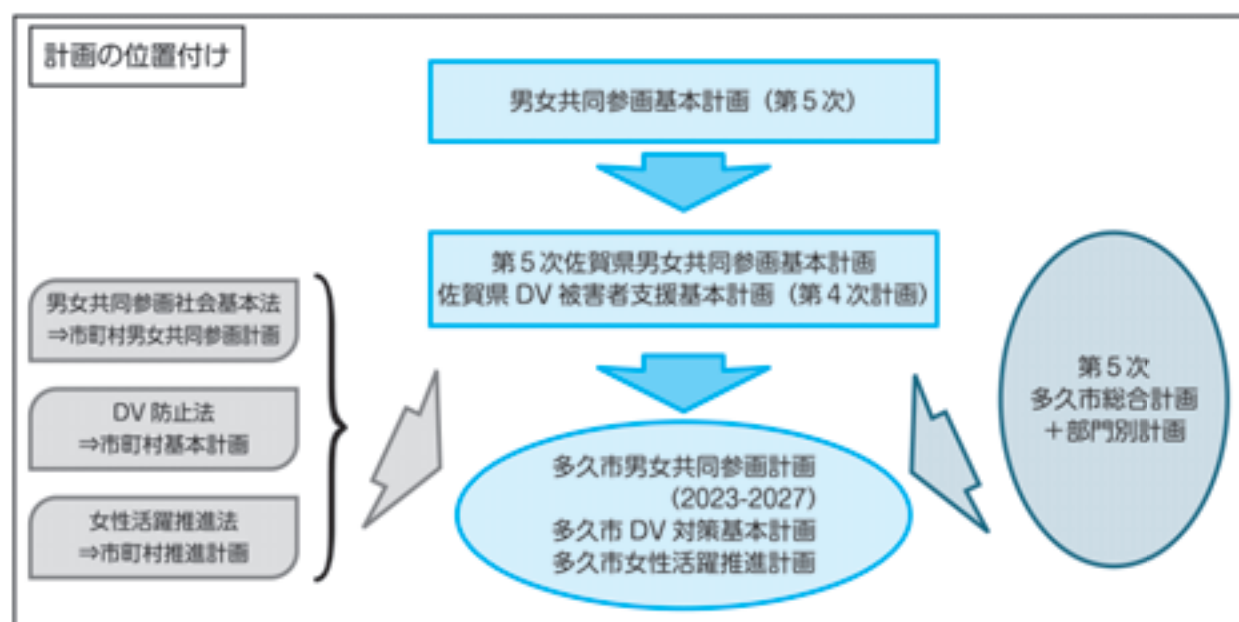
3 計画の位置付け

この計画は、「男女共同参画社会基本法」（平成11（1999）年6月公布・施行）の趣旨や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（平成25（2013）年12月26日施行）を踏まえて策定します。

また、男女共同参画社会基本法に基づく法定計画である「男女共同参画基本計画（第5次）」（令和2（2020）年12月25日閣議決定）及び「第5次佐賀県男女共同参画基本計画」、「佐賀県DV防止・被害者等支援基本計画（第4次計画）」を上位計画とし、「第5次多久市総合計画」やそれに基づく部門別計画との整合性を図ります。

この計画中の「基本目標4」については、女性活躍推進法第6条に基づく「市町村推進計画」として位置付けます。また、「基本目標5」については、DV防止法第2条の3第3項に基づく、「市町村DV対策基本計画」と位置付けます。

この計画は、多久市の特性を考慮し、市民の意見を反映するために、令和4（2022）年に実施した「男女共同参画市民意識調査」（以下、市民意識調査という）の結果や、多久市男女共同参画推進市民委員会からの意見や議論などを踏まえて策定します。



4 計画の期間

多久市男女共同参画計画（2023～2027）、多久市DV対策基本計画及び多久市女性活躍推進計画の期間は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とします。

ただし、国の施策の動向や社会・経済情勢の変化を考慮し、必要に応じて内容の見直しを行います。

5 SDGsについて

SDGsは、2015年9月の国連サミットにおいて、加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っており、目標達成に向けて世界の全ての国・地域の政府だけでなく、地方自治体や民間企業等もその達成に向けて取り組むこととされています。

SDGsでは、目標5において「ジェンダーの平等を達成し、全ての女性と女児のエンパワメントを図る」が掲げられています。本計画の下、市民ひとりひとりが性別にかかわらず個人として尊重され、様々な分野でいきいきと活動することができる男女共同参画社会の実現を目指すことで「SDGs」の達成に大きく寄与するものです。



第 2 部

計画策定の背景

1. 世界では
2. 日本では
3. 佐賀県では
4. 多久市では
5. 男女共同参画に関する社会情勢の
変化と市民の意識の変化
 - (1) 社会情勢の変化
 - (2) 市民の意識

第2部 計画策定の背景

1. 世界では

- 昭和50（1975）年、国際女性年と定められました。

国連総会において、女性の地位向上のための世界規模の行動を促進するために、この年が国際女性年と定められました。これを受けて、同年、メキシコ・シティで「国際女性年世界会議（第1回世界女性会議）」が開催され、「平等・開発・平和」をテーマに女性の地位向上を目指すうえで各国がとるべき措置の指針となる「世界行動計画」が採択されました。

- 昭和54（1979）年、「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約」（以下、「女子差別撤廃条約」という。）が採択されました。

昭和51（1976）年から昭和60（1985）年の「国連女性の十年」では、「世界行動計画」をもとに女性の地位向上の取り組みが世界的規模で行われました。その中でも、昭和54（1979）年の国連総会において、女性に対するあらゆる形態の差別撤廃を締約国に義務づけた「女子差別撤廃条約」の採択は、「国連女性の十年」の最大の成果と評価されています。

- 平成7（1995）年、「北京宣言」と「行動綱領」が採択されました。

北京で開催された「第4回世界女性会議」において、「北京宣言」と「行動綱領」が採択されました。この「行動綱領」では、貧困、教育、健康などの12の重要な問題領域について、西暦2000年に向けて取り組むべき戦略目標や具体的行動が示されました。また、各国に国内行動計画の策定が求められました。

- 平成12（2000）年、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」（成果文書）が採択されました。

「北京宣言」と「行動綱領」の実施状況の検討・評価と、完全実施に向けた戦略協議のために、平成12（2000）年、ニューヨーク国連本部で「女性2000年会議」が開催されました。

「行動綱領」が完全に履行されていないという認識のもと、「行動綱領」の完全かつ速やかな実施を確保するために「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」（成果文書）が採択されました。

- 平成17（2005）年、「北京宣言」と「行動綱領」並びに「女性2000年会議成果文書」の実施状況の検討・評価と、更なる実施に向けた今後の課題や戦略を協議するために、ニューヨークで「北京+10（プラステン）」世界閣僚級会合が開催されました。

- 平成20（2008）年4月に第6回政府報告を提出

第6回政府報告を提出したことに対する女性差別撤廃委員会の検討（consideration）が7月23日にニューヨークにおいて実施されました。

- 平成21（2009）年8月に日本の報告に対して同委員会から21項目に及ぶ関心事項及び勧告が最終報告として出されました。

平成20（2008）年4月に提出した第6回政府報告に対して同委員会から、婚姻適齢、離婚後の女性の再婚禁止期間等民法の改正や、女性差別撤廃条約選択議定書の批准の検討の継続、雇用及び政治的・公的活動への参画促進のための暫定的特別措置の実施等、21項目に及ぶ関心事項及び勧告が最終報告として出されました。

- 平成22年（2010）年3月、「北京宣言及び行動要領」、「女性2000年会議成果文書」、「北京+10宣言」の再確認、完全実施に向けた貢献の強化を国際社会に求める「宣言」が採択されました。

第54回国連婦人の地位委員会（「北京+15」）が国連本部（ニューヨーク）で開催され、北京宣言及び行動要領、「女性2000年会議成果文書」、「北京+10宣言」を再確認し、これらの完全実施に向けた貢献の強化を国際社会に求める「宣言」が採択されました。

- 平成23年（2011）年、UN Women 正式発足

2010年7月2日の国連総会決議により、DAW（国連女性地位向上部）、INSTRAW（国際婦人調査訓練研究所、OSAG（国連ジェンダー問題特別顧問事務所）、UNFEM（国連女性開発基金）の4機関を統合して設立された、United Nations Entity for Gender Equality and Empowerment of Women（ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関）が、平成23年（2011）年に正式に発足されました。

- 平成24年（2012）年、第56回国連婦人の地位委員会で、日本国が提出した「自然災害とジェンダー」決議案が、コンセンサスで採択されました。

東日本大震災から1年になるにあたり、自然災害と女性に関する様々な課題について、日本国の震災の経験や教訓を各国と共有し、国際社会の理解を深めるとともに、より女性に配慮した災害への取り組みを促進することをめざし、日本国が今回初めて同委員会に提出したものです。

この決議は、防災、災害対応、復旧復興の全ての段階における女性の参画や、女性のニーズへの配慮を求めること等を内容としています。また、復興期における女性の雇用への支援や、社会的な絆に支えられた包摂型の社会造りの重要性にも言及されています。

- 平成26（2014）年3月、第58回国連婦人の地位委員会において、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案が採択されました。

- 平成27（2015）年3月、第59回国連婦人の地位委員会（北京+20）が国連本部で開催され、北京宣言及び行動要領、第23回国連特別総会成果文書並びに第4回世界女性会議10周年及び15周年における婦人の地位委員会の宣言を再確認し、2030年までに男女共同参画及び女性のエンパワメントの完全な実現に向け努力するという「宣言」が採択されました。

- 平成27（2015）年3月、第3回国連防災世界会議が仙台市で開催され、「仙台防災枠組2015-2030」及び「仙台宣言」が採択されました。

防災の新しい国際的指針の中に、防災投資の重要性、多様なステークホルダー（利害関係者）の関与、「より良い復興（Build Back Better）」など日本から提案した考え方が取り入れられました。

- 平成30年（2017）年5月、先進国首脳会議（G7）「ジェンダー平等のためのロードマップ」採択されました。

2. 日本では

- 昭和50（1975）年、「婦人問題企画推進会議」が設置されました。
「国際女性年」によって新しい段階を迎え、女性の地位向上のための国内本部機構としての「婦人問題企画推進本部」と有識者から成る「婦人問題企画推進会議」が設置されました。
- 昭和52（1977）年、「国内行動計画」が策定されました。
第1回世界女性会議での「世界行動計画」を受けて、昭和61（1986）年までを対象とした「国内行動計画」が策定されました。
- 昭和55（1980）年、「女子差別撤廃条約」に署名しました。
「女子差別撤廃条約」に署名し、その批准に向けて法制度の整備が進められました。
- 昭和60（1985）年、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」（以下、「男女雇用機会均等法」という。）が制定され、同年、世界で72番目の「女子差別撤廃条約」の批准国となりました。
- 昭和62（1987）年、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」（新国内行動計画）が策定されました。
「ナイロビ将来戦略」を受けて、「男女共同参加型社会」の形成を目指す「西暦2000年に向けての新国内行動計画」（新国内行動計画）が策定されました。
- 平成3（1991）年、「新国内行動計画」の第一次改定が行われました。
「新国内行動計画」策定以降の国内外の動向を踏まえて、「新国内行動計画」の第一次改定が行われました。「社会のあらゆる分野に男女が共同して参画することが不可欠である」という考えのもとに、「男女共同参画型社会の形成」を目指すこととしました。
- 平成6（1994）年、「男女共同参画推進本部」、「男女共同参画審議会」が設置されました。
男女共同参画社会の形成に向けて国内本部機構を充実強化するために「婦人問題企画推進本部」を改組し、「男女共同参画推進本部」が設置されました。また、内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」が設置されました。
- 平成11（1999）年、「男女共同参画社会基本法」が制定されました。
男女共同参画社会の形成を我が国の最重要課題と位置づけ、男女共同参画社会の形成の基本的な枠組みを定め、社会のあらゆる分野における取り組みを総合的に推進することを目的として「男女共同参画社会基本法」が制定されました。
- 平成12（2000）年、「男女共同参画基本計画」が策定されました。

男女共同参画社会基本法に基づき、「男女共同参画基本計画」が策定されました。あらゆる社会システムへ男女共同参画の視点を反映することを重視し、男女共同参画社会を形成するための具体的な道筋が示されました。

- 平成13（2001）年、内閣府に「男女共同参画局」が設置され、「男女共同参画推進本部」、「男女共同参画会議」が設置されました。

男女共同参画社会の形成を省庁横断的に進めるため、内閣府に「男女共同参画局」が設置されました。さらに、国内本部機構の整備と推進体制の一層の強化のため「男女共同参画推進本部」と、男女共同参画社会基本法を設置根拠とする「男女共同参画会議」が設置されました。

- 平成13（2001）年4月、「DV防止法」が制定されました。

この法律は、配偶者等からの暴力に関する通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護を目的としています。

- 平成16（2004）年12月、「DV防止法」の一部改正を受け、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」が策定されました。

- 平成17（2005）年、第二次「男女共同参画基本計画」が策定されました。

新たな取り組みを必要とする分野（科学技術、防災・災害復興、地域おこし、まちづくり、観光、環境）における男女共同参画の推進や男女の性差に応じた的確な医療の推進などが重点事項となっています。

- 平成19（2007）年、男女雇用機会均等法が改正されました。

女性に対する差別の禁止が男女双方に拡大され、男性も均等法に基づく調停など個別紛争の解決援助が利用できるようになりました。

- 平成20（2008）年1月、改正DV防止法が施行されました。

この改正により、市町村による配偶者からの暴力防止と被害者保護のための基本計画策定や配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となりました。

- 平成21（2009）年、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）が改正されました。

仕事と子育ての両立支援を一層進めるため、「育児・介護休業法」が改正され、父親も子育てにより関われる働き方ができるような見直しが進められました。

- 平成22（2010）年、第3次男女共同参画基本計画が策定されました。

- 平成24（2012）年、「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画～働く「なでしこ」大作戦～として、行動計画が閣議決定されました。

経済社会の再生に向け、日本に秘められている潜在力の最たるものこそ「女性」であり、経済社会で女性の活躍を促進することは、減少する生産年齢人口を補うという効果にとどまらず、新

しい発想によるイノベーションを促し、様々な分野で経済を活性化させる力となるとして、①男性の意識改革、②思い切ったポジティブ・アクション（積極的改善措置）、③公務員から率先して取り組む、の3つを柱として、取りまとめられました。

- 平成25（2013）年6月、「日本再興戦略」の中核として女性の活躍推進が位置づけられました。
- 平成25（2013）年12月、「DV防止法」が改正されました。
生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についても、法の適用対象となりました。
- 平成26（2014）年9月、東京において、「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」が開催され、日本及び世界における女性の活躍推進のための取り組みについて議論が行われました。
- 平成26（2014）年10月、内閣に「すべての女性が輝く社会づくり本部」が設置されました。
- 平成27（2015）年9月、女性活躍推進法が公布されました。
- 平成27（2015）年12月、第4次男女共同参画計画が策定されました。
- 平成28（2016）年5月、「女性活躍加速のための重点方針2016」「女性の活躍推進のための開発戦略」が策定されました。
- 平成30（2018）年5月「政治分野における男女共同参画の推進における法律」が施行されました。
- 令和元年（2019）年6月、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が公布されました。
- 令和2年（2020年）12月、第5次男女共同参画基本計画が策定されました。
- 令和3（2021）年6月「政治分野における男女共同参画の推進における法律の一部を改正する法律」が施行されました。

3. 佐賀県では

- 昭和60（1985）年3月、佐賀県婦人問題対策審議会の提言を踏まえ、「80年代佐賀県総合計画」の具体的方策として「佐賀県婦人問題対策の推進方策」を策定されました。
- 平成2（1990）年2月、佐賀県女性問題審議会の答申を受けて「さが女性プラン21」が策定されました。
- 平成7（1995）年3月、「さが女性プラン21」で推進項目に掲げていた佐賀県立女性センター「アバンセ」が開館されました。

- 平成13（2001）年3月、佐賀県男女共同参画推進審議会の答申を受けて「佐賀県男女共同参画基本計画」を策定し、3つの基本方向の下に、11の重点目標と69の推進項目を掲げ、平成22（2010）年度までの10年間に、男女共同参画に関する施策が総合的に推進されました。
- 平成13（2001）年10月、「佐賀県男女共同参画推進条例」を公布・施行し男女共同参画社会の実現に向けて、県と県民、事業者が一体となって取り組んでいくことになりました。
- 平成14（2002）年4月、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条に規定する「配偶者暴力相談支援センター」の機能を果たすべき施設として、婦人相談所及び県立女性センターを指定し、相談など被害者への支援が強化されました。
- 平成16（2004）年4月、女性に対する暴力の根絶を図るため、中長期的課題について関係機関、団体が検討し、それぞれが行う事業を総合調整する「佐賀県DV総合対策センター」を全国で初めての取り組みとして、県立女性センター内に設置されました。併せて「佐賀県DV総合対策会議」を設置し、関係機関、団体の連携強化を図られました。
- 平成17（2005）年10月、男女共同参画社会づくりに向けた全県的な取り組みを推進するため、「佐賀県男女共同参画推進連携会議」が創設されました。
- 平成18（2006）年3月、佐賀県男女共同参画推進審議会の承認を受けて「佐賀県DV被害者支援基本計画」が策定されました。
- 平成18（2006）年3月、佐賀県男女共同参画推進審議会の答申を受けて「佐賀県男女共同参画基本計画」が改定されました。
- 平成21（2009）年3月、「佐賀県DV被害者支援基本計画」が改定されました。また、「県立女性センター」を「県立男女共同参画センター」に名称が変更されました。
- 平成23（2011）年3月、「佐賀県男女共同参画基本計画」（2011～2015）が策定されました。
- 平成24（2012）年、性暴力救援センター・さが「さがmirai」が設置されました。
- 平成26（2014）年1月、女性が能力や感性を発揮し、いきいきと働き続けられる社会づくりを行うことを目的として、「女性の活躍推進佐賀県会議」が設置されました。
- 平成26（2014）年3月、「佐賀県DV被害者支援基本計画」が改定されました。性暴力被害者のための相談体制の整備、義務教育における暴力予防教育の推進等が新たに加えられました。
- 平成28（2016）年3月、「第4次佐賀県男女共同参画基本計画～すべての人が自分らしく豊かに生きるために～」（佐賀県女性活躍推進計画を含む）が策定されました。
- 平成31（2019）年3月、「佐賀県DV防止・被害者等支援基本計画」（第4次計画）が策定されまし

た。

- 令和3（2021）年3月、「佐賀県男女共同参画基本計画」（2021－2025）が策定されました。

4. 多久市では

- 平成10（1998）年4月、教育委員会生涯学習課に女性青少年係を設置しました。
- 平成13（2001）年、第3次多久市総合計画中に「男女共同参画社会の推進」が盛り込まれました。
- 平成13（2001）年1月、男女共同参画策定懇話会（公募委員4名、各市民団体代表10名の計14名）を設置しました。
- 平成15（2003）年3月、多久市男女共同参画計画（第1次）を策定しました。
- 平成16（2004）年3月、男女共同参画策定懇話会に代えて、「多久市男女共同参画推進市民委員会」を設置しました。
- 平成17（2005）年4月、教育委員会生涯学習課に社会教育・男女共同参画係を設置しました。
- 平成17（2005）年10月、男女共同参画社会の実現に向け女性団体を中心としたネットワークとして、「多久市女性ネットワーク」が設立されました。
- 平成20（2008）年2月、多久市男女共同参画推進市民委員会から「多久市男女共同参画計画策定5年目の提言」を受けました。
- 平成20（2008）年4月、人権・同和対策課に男女共同参画推進係を設置しました。
- 平成23（2011）年4月、総合政策課に男女参画・市民活動推進係を設置しました。
- 平成23（2011）年6月、「多久市女性ネットワーク」が、女性だけでなく男女を問わず幅広く市民を対象とするよう、「多久市男女共同参画ネットワーク」となりました。
- 平成25（2013）年3月、多久市男女共同参画計画（2013－2017）、多久市DV対策基本計画を策定しました。
- 平成29（2017）年4月、総合政策課に男女共同参画係を設置しました。
- 平成30（2018）年3月、多久市男女共同参画計画（2018－2022）、多久市DV対策基本計画を策定しました。

5. 男女共同参画に関する社会情勢の変化と市民の意識

（1）社会情勢の変化

① 少子高齢化と人口減少の進展

我が国の総人口は、少子高齢化の急激な進展により、平成20年をピークに人口減少局面に入り、今後も急減すると見込まれています。

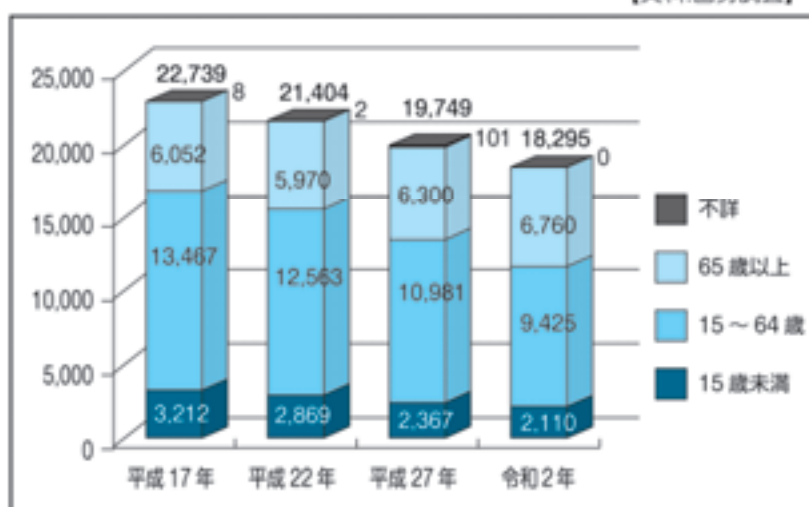
多久市の総人口についても、平成12（2000）年23,949人、平成17（2005）年22,739人、平成22（2010）年21,404人、平成27（2015）年19,749人、令和2（2020）年18,295人と減少傾向が続いており、令和2（2020）年では、対平成12（2000）年度比で76.4%に減少している。年齢3区分別人口を見ると、65歳以上の高齢者の割合（高齢化率）は、平成12（2000）年24.6%、平成17（2005）年26.6%、平成22（2010）年27.9%、平成27（2015）年32.1%、令和2年36.9%と年々上昇しています。全国の高齢化率は、令和2（2020）年で28.8%となっており、本市は全国と比較すると早いペースで高齢化が進んでいる状況です。

また、佐賀県の合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む平均子ども数）の状況は、令和元（2019）年は1.64で全国平均の1.36よりも上回ってはいますが、人口を維持するのに必要な水準（人口置換水準2.08）を大きく下回っています。

多久市で誕生した新生児は、平成12（2000）年度210人、平成17（2005）年度150人、平成22（2010）年度140人、平成27（2015）年120人、令和2（2020）年104人と減少傾向で推移しています。

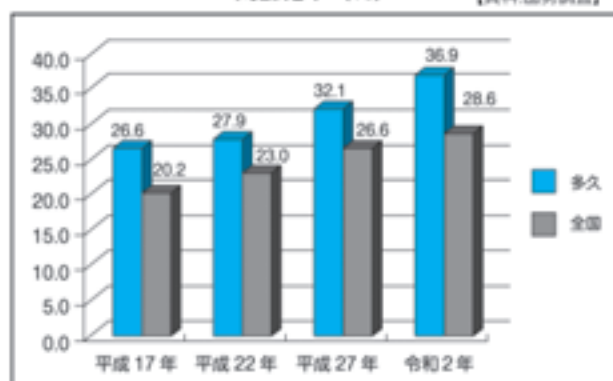
人口（人）

【資料：国勢調査】



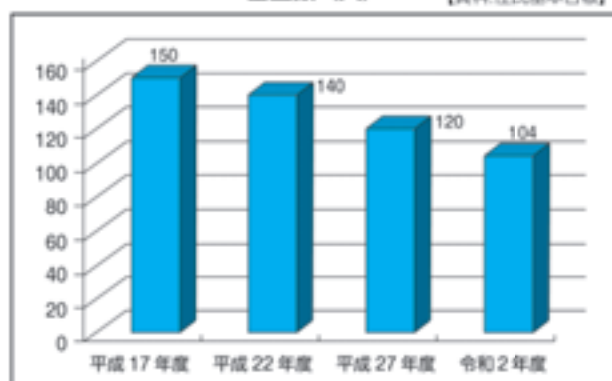
高齢化率（%）

【資料：国勢調査】



出生数（人）

【資料：住民基本台帳】



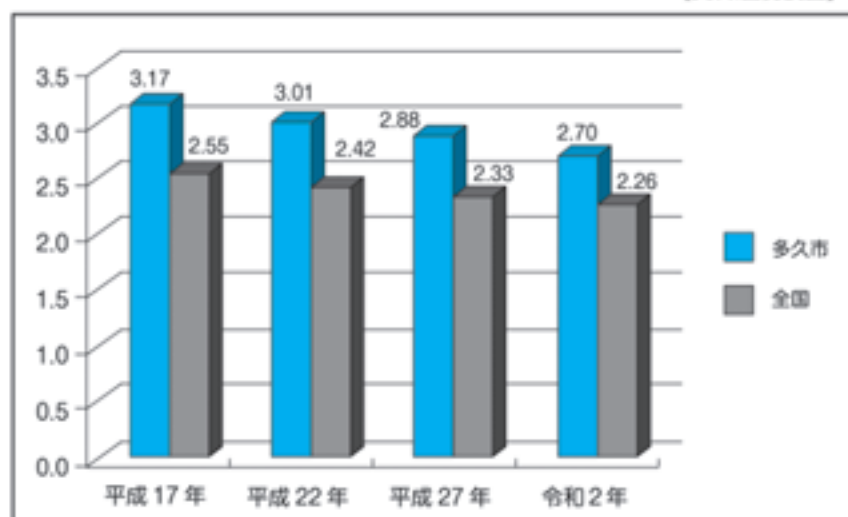
②家族形態の変化

全国的にも、高齢化社会による単身高齢者世帯と高齢夫婦世帯の増加や未婚化による単身世帯の増加、離婚などによるひとり親家庭の増加などにより世帯の小規模化が進んでいます。

本市の1世帯当りの家族数は、令和2（2020）年の国勢調査では2.70人となっており、全国平均の2.26人よりは多いものの、年々減少していることが伺えます。

1世帯当りの家族数（人）

【資料：国勢調査】



③地域社会の変化

社会情勢の急速な変化に伴い、地域・コミュニティで支えあう意識の希薄化が見られる中、高度化・多様化する市民のニーズや少子高齢化を始めとした地域が抱える様々な課題へ対応していくためには、現状を的確に把握し、市民意識の向上を図りながら行政と市民や組織、団体等の適正な役割分担に基づいた協働と参画によるまちづくりを進めていく必要があります。

多久市では、第5次総合計画の中で、市が取り組むべきこととしてコミュニティ活動の継続支援や各地域活動の促進、拠点運営のための組織形成としており、市民・個人及び地域の役割分担として市民の個々の能力の地元への還元や協同意識の向上を求め、地域としてはCSOなどの市民活動団体等による地域課題の解決、協同への意識の向上、担い手としての各種の地域づくり活動を行うこととしています。

これから地域の活性化を進めていく上では、CSOの活躍が大変重要な役割を担っていると認識し、多久市においても様々な分野で活動するCSOに対して、自立した対等なパートナーシップの関係が築けるよう、支援と育成を図りながら「市民協働のまちづくり」を推進していくこととしています。

④就業構造

多久市での女性が就く業種は、令和2（2020）年の国勢調査によると、医療・福祉が最も多く28.0%となっており、次いで卸売業・小売業14.7%、製造業の12.9%の順となっています。多久市での男性が就く業種は、製造業が最も多く20.9%となっており、次いで建設業15.2%、卸売業・小売業11.4%の順となっています。

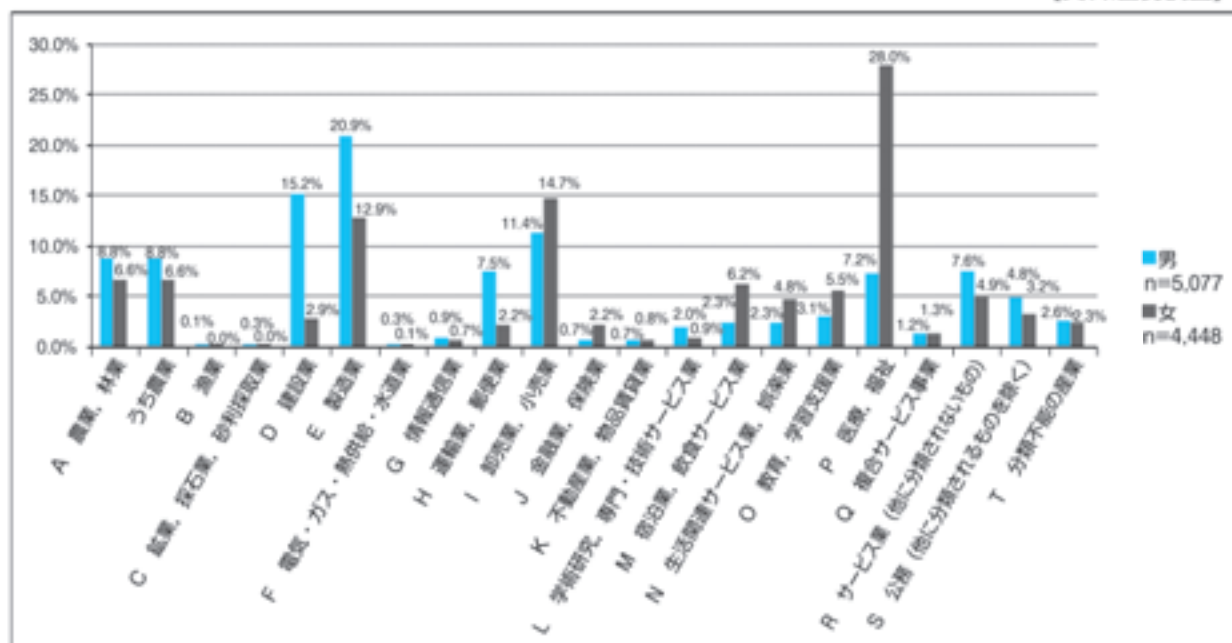
年齢階級別労働力率については、男性が台形型を描くのに対し、女性は結婚・出産期にあた

る年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという「M字カーブ」を描く傾向にあります。

多久市女性を2015年と2020年で比較すると各年代において、全体的に増加している。また、2020年を全国女性と比較しても「M字カーブ」の落ち込みは小さくなっており労働力率は高い状態となっています。育児や介護をしながら働いている女性の割合が高いものと考えられます。

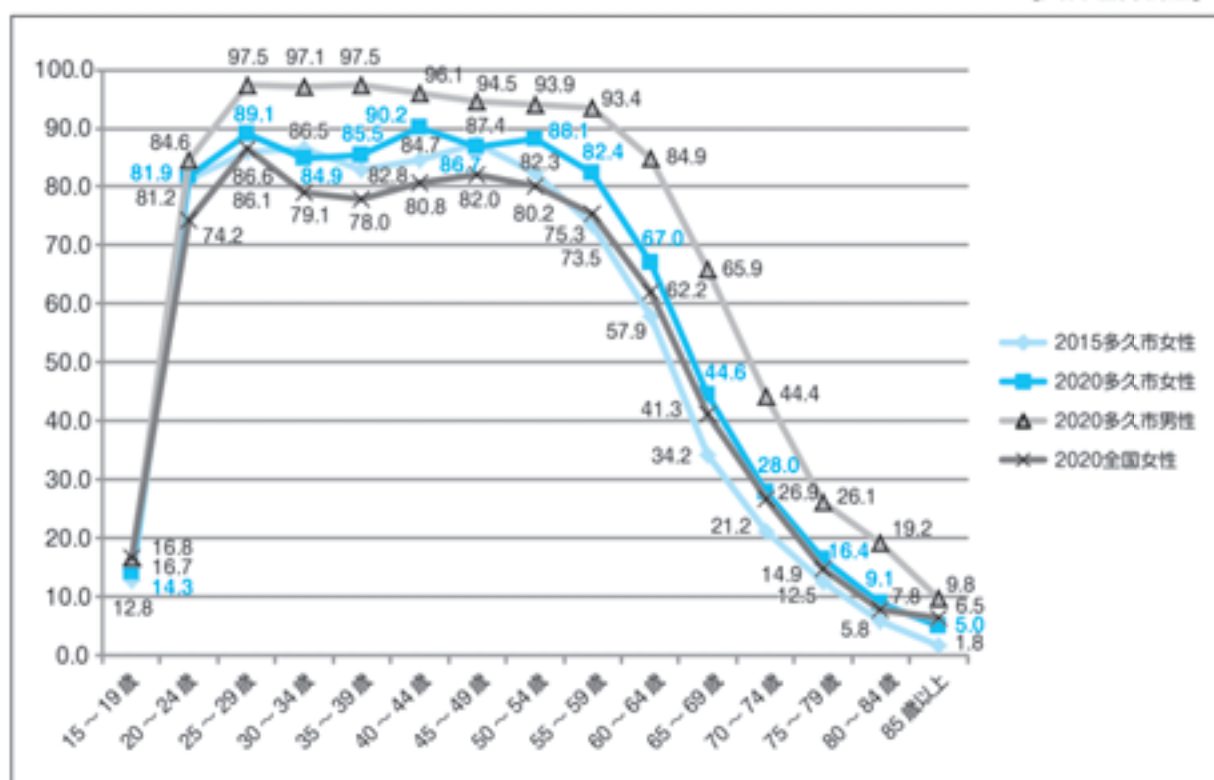
年齢階級別労働力率

【資料:国勢調査】



年齢階級別労働力率

【資料:国勢調査】



⑤心身の健康

今回の市民意識調査での現在・将来についての不安や悩みの項目では、回答数の5割以上が「(自分・配偶者・子の)病気や健康に関すること」となっており、市民の健康に対する関心の高さがうかがえます。

2017年の内閣府委託事業「男女の健康意識に関する調査」では、男女ともに通院しながら働いている人の割合が年々増加しており、2016年における就業状況別に見て男性の正規職員・従業員では28.2%、非正規の職員・従業員では41.4%が通院している状況となっている。

一方、女性においては、正規職員・従業員が29.9%、非正規職員・従業員では34.5%が通院している状況となっている。

また、通院している人の傷病の状況を見てみると、「うつ病やその他のこころの病気」が男性46.6%で、女性は26.8%となっており、「糖尿病」については、男性が38.4%で、女性が13.6%との結果となっており他の傷病よりも高い結果となっています。

⑥暴力の多様化

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題となっています。言うまでもなく、暴力はいかなる場合も許されない重大な人権侵害であり、男女共同参画社会づくりを阻害する大きな要因となっています。

コロナウイルス感染症拡大の影響により、コロナ禍での生活不安やストレス、外出自粛による在宅時間の増加等により、DV（配偶者暴力）相談件数が増加しており、女性に対する暴力の増加や深刻化が懸念されています。

内閣府が行う「男女間における暴力に関する調査」では、配偶者からの暴力を受けた経験の有無にたいして、何度もあったが7.4%、1、2度あったが15.1%で合わせて22.5%となっており、殴る・蹴る・物を投げつける等の身体的暴行を受けたことがある人が14.7%となっています。

また、暴言や交友関係、行き先、電話、メールの監視や長時間における無視などの精神的・心理的攻撃を受けたことがある人が12.5%、生活費を渡さない、給料を使い込む、働くことを妨害されるなど経済的圧迫を受けたことがある人が5.9%、性的強要が5.2%となっており、

交際相手からの暴力としても、女性が16.7%、男性では8.1%が被害を受けたことがあると回答しています。

他の暴力として、セクシャル・ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪、売買春、人身取引などがあります。若い世代においては、交際中の相手から受けるデートDV、アダルトビデオ出演強要問題やいわゆる「JKビジネス」と呼ばれる営業により性的な被害に遭う問題などが発生しており、若年層の女性に対する性的な暴力に係る問題は深刻な状況にあります。

さらに近年、ツイッターやフェイスブックなど、いわゆるSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス※）を利用して相手の行動を束縛するなど多様化している現状であり、あらゆる暴力に対し根絶させる取り組みが必要となっています。

※ソーシャル・ネット・ワーキングサービス（SNS）とは、人と人との社会的な繋がりを維持・促進する様々な機能を提供する、会員制のオンラインサービスのこと。

（２）市民の意識

市民意識調査概要

項 目	内 容
調 査 対 象	多久市在住の16歳以上の男女
配 布 枚 数	1,000枚
有効回収数	284枚
抽 出 方 法	無作為抽出
調 査 方 法	対象者に対し、調査票を郵送により配布、回収
調 査 時 期	令和4年10月

①男女の平等意識について

「男は仕事、女は家庭」といった性別によって男女の役割を固定する考え方について、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」との回答が75.7%あり、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた14.1%を大きく上回る回答となりました。「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と答えた割合を5年前の65.6%より大きく上回り、また「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた割合も20.6%より下回っていることから、男女平等の意識が増している結果となりました。

また、いろいろな場面における男女の平等感として、市民意識調査の以下の項目についての結果から、市民の男女共同参画に対する意識がうかがえます。

「家庭」では、全体で36.6%（男性44.1%、女性33.7%）となっており、5年前は全体46.6%（男性54.8%、女性38.6%）で5年前を下回る結果となっています。

「職場」では、全体で35.2%（男性41.4%、女性32.5%）となっており、5年前は全体43.2%（男性45.5%、女性44.6%）、で5年前を下回る結果となっています。

「町内会、近所づきあい」では全体で28.5%（男性36.0%、女性24.5%）となっており、5年前は46.6%（男性52.4%、女性36.6%）で5年前を下回る結果となっています。

「学校教育の場」では、全体で34.9%（男性39.6%、女性33.1%）となっており、5年前の全体で68.1%（男性64.9%、女性69.6%）から大きく下回る結果となっています。

「政治の場」では、全体で9.5%（男性10.8%、女性9.2%）となっており、5年前の全体25.1%（男性32.5%、女性20.9%）と大きく下回る結果となっています。

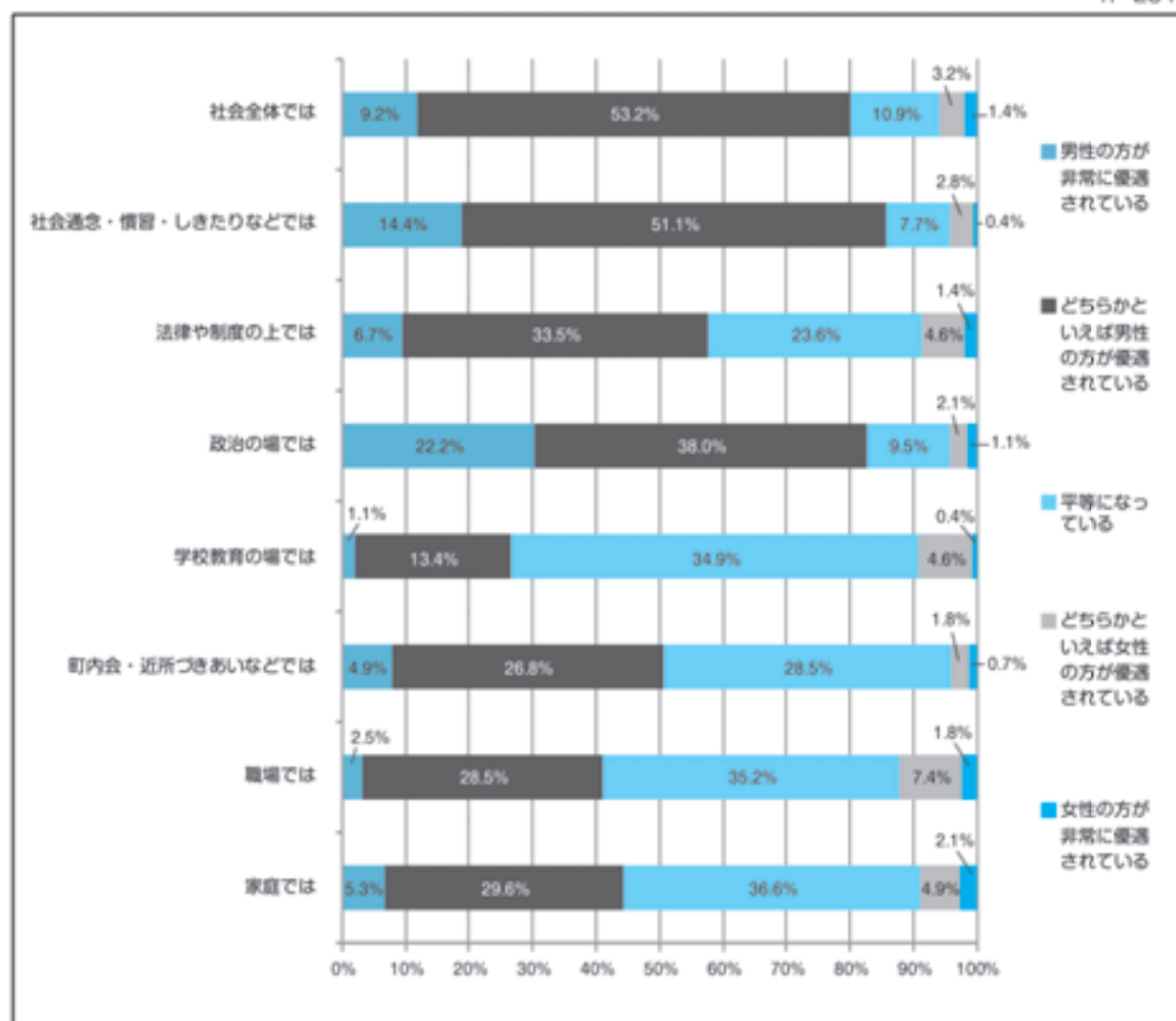
「法律や制度」は、全体で23.6%（男性31.5%、女性19.0%）で、前回調査では37.6%（男性50.0%、女性27.1%）から下回る結果となっています。

「社会通念・習慣・しきたりなど」では、全体で7.7%（男性9.0%、女性6.7%）と平等を感じる割合は最も低くなっています。

「社会全体」では、平等と感じている割合は、全体で10.9%（男性14.4%、女性9.2%）となっており、5年前は全体17.1%（男性24.7%、女性12.0%）となっており、平等を感じている割合は、減少する結果となりました。

それぞれの場面での男女の平等感について

n=284



②地域活動における男女共同参画について

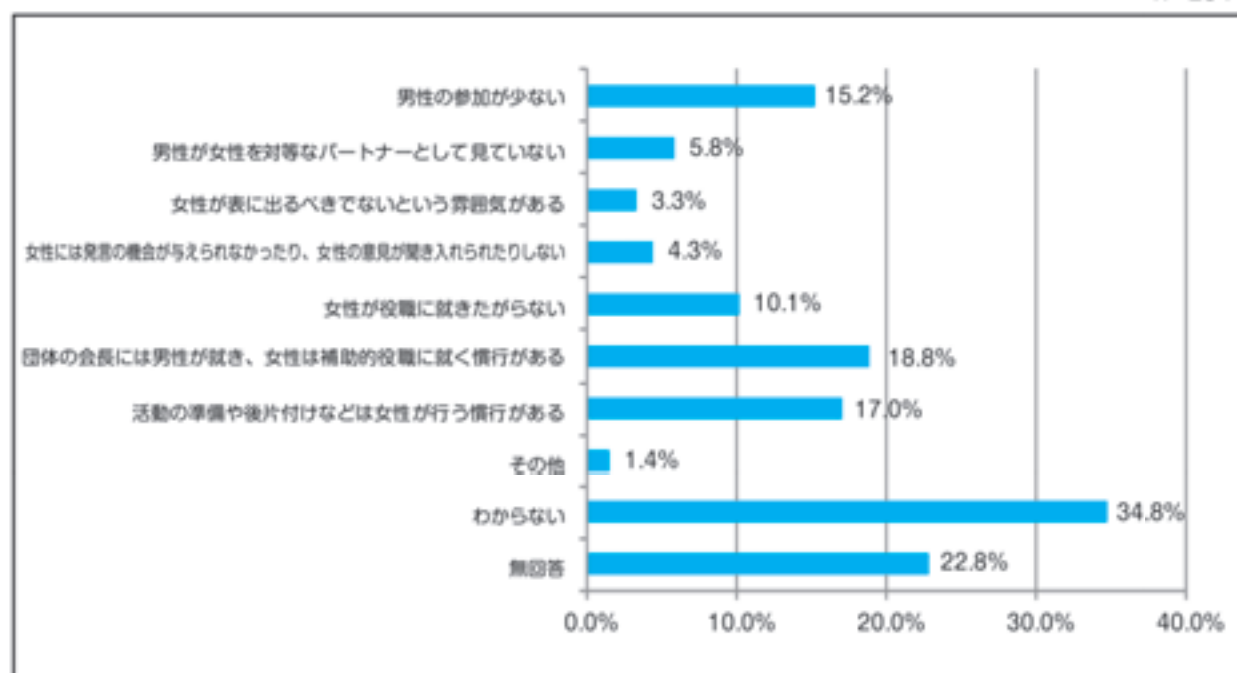
地域活動やボランティア活動での男女共同参画については、「わからない」との回答を除くと、「団体の会長には男性が就き、女性は補助的役職に就く慣行がある」との回答が15.2%と多く、次いで「男性の参加が少ない」との回答が12.0%という結果となっており、地域活動などでは未だに男女での性別役割分担意識が根強く残っていることがうかがえます。

地域活動での方針決定の場への女性の参画に効果的な取り組みとして、「女性の活動を支援する組織や連携づくり」（28.9%）との意見が最も多く、次いで「男性優位の組織運営の改善」、「女性の意識啓発のための研修」が多くなっています。ただ、「わからない」との意見も32.7%あり女性の参画に向けた施策の困難さもうかがえます。

「地域に役立ち男女共同参画につながる活動はどのようなものがあると思うか」との問いでは、「子育て支援に関する活動」（31.7%）との意見が最も多く、次いで「文化・スポーツに関する活動」、「高齢者に対する見守りや生活支援に関する活動」の順で意見が多くなっています。

地域・ボランティア活動での男女共同参画について

n=284



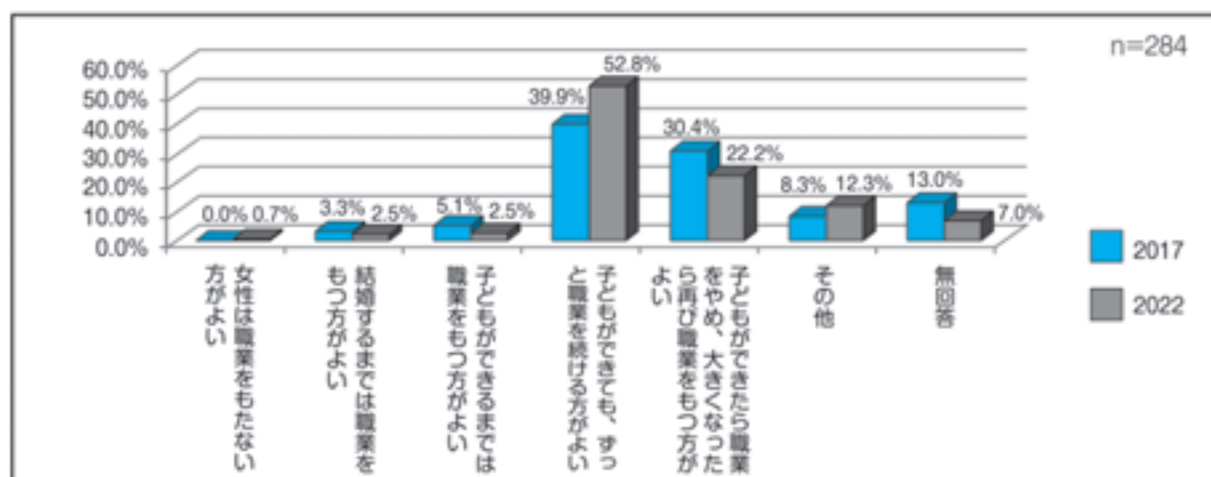
③就労について

女性が仕事に就くことに対する考え方について、「子どもができて、ずっと仕事を続ける方がよい」との意見が52.8%（男性52.3%、女性55.2%）と最も多く、次いで「子どもができたらず仕事をやめ、大きくなったら再び仕事に就く方がよい」との意見が22.2%（男性22.5%、女性21.5%）となっています。

これまでの調査との比較では、「子どもができたらず仕事をやめ、大きくなったら再び仕事に就く方がよい」との意見が前々回は35.0%であるのに対し、前回の調査では30.4%、今回が22.2%と毎回減少しています。「子どもができて、ずっと仕事を続ける方がよい」との意見は、前回の調査では39.9%に対し、今回の調査では52.8%と12.9ポイント増加しています。女性が、ずっと仕事を続けたいとの志向が高まってきていることがうかがえます。

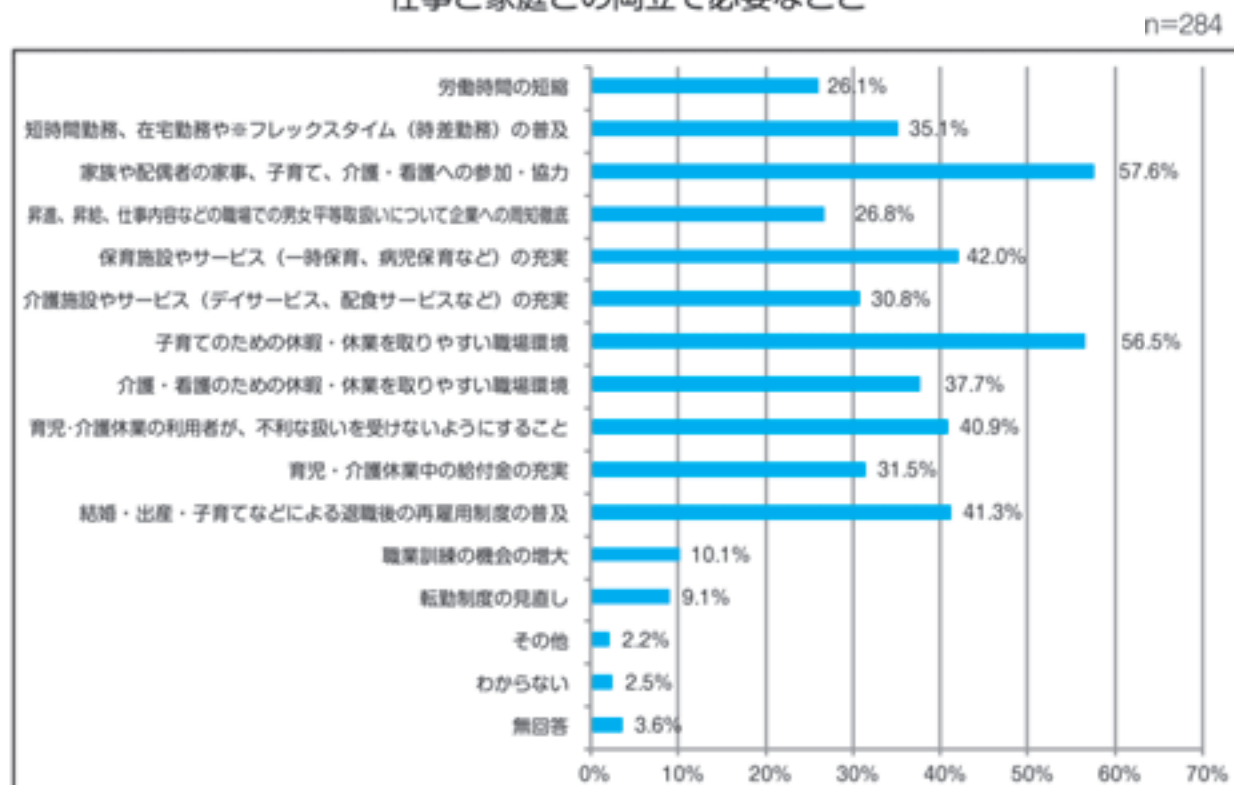
「働く意欲のある女性が働き続けたり、再就職したりするために、どのようなことが必要か」との問いには、「家族や配偶者の理解や同意」、「子育てのための休暇・休業を取りやすい環境整備」が一番多く、次いで「家族や配偶者の家事、子育て、介護・看護への参加・協力」、「短時間勤務のフレックスタイムの普及」、「保育施設やサービスの充実」と続いており、家庭・職場両方の理解や環境が必要であるという結果になっています。

女性が職業を持つことに対する考え方について



「男女が共に、仕事と家庭を両立していくためには、どのようなことが必要か」への意見として、「子育てのための休暇・休業を取りやすい職場環境」(60.6%)との意見が最も多く、次いで「家族や配偶者の家事、子育て、介護・看護への参加・協力」(50.7%)の順となっています。

仕事と家庭との両立に必要なこと

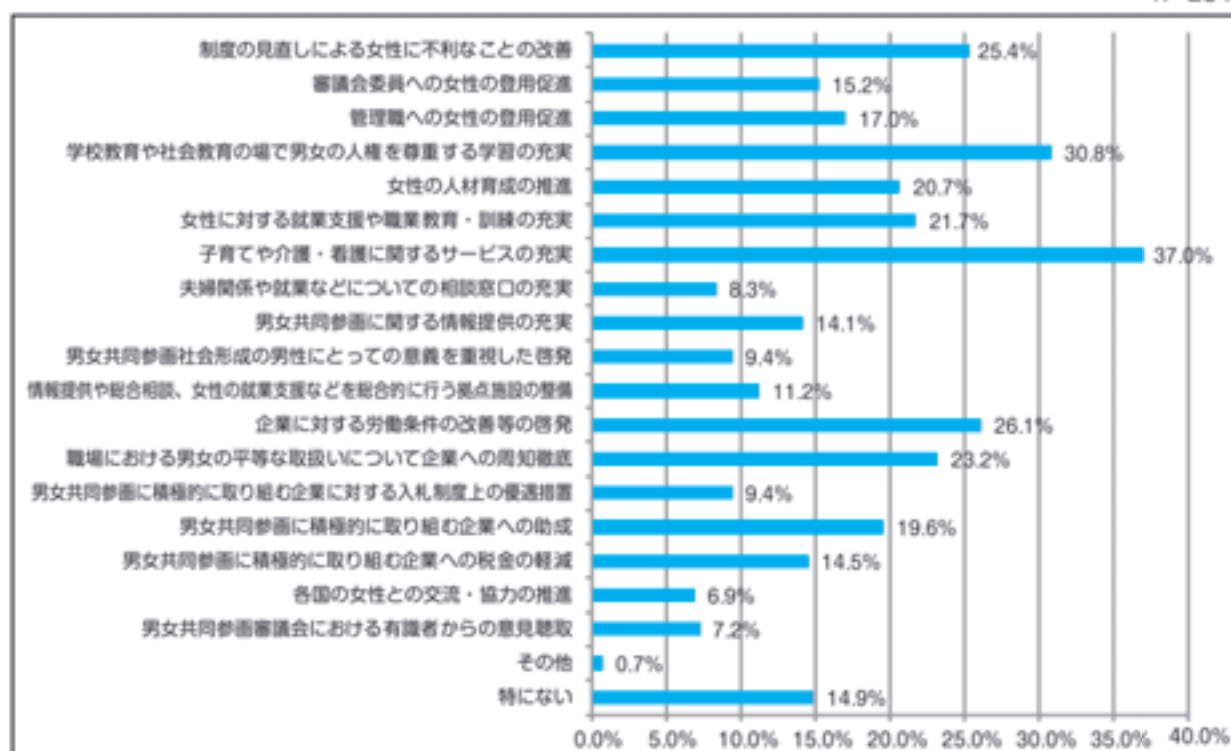


④多久市への男女共同参画推進に対する要望について

多久市への男女共同参画推進に対する要望については、「子育てや介護・看護に関するサービスの充実」との意見が最も多く、次いで「学校教育や社会教育の場で男女の人権を尊重する学習の充実」との意見が多い結果となっています。

男女共同参画推進への要望

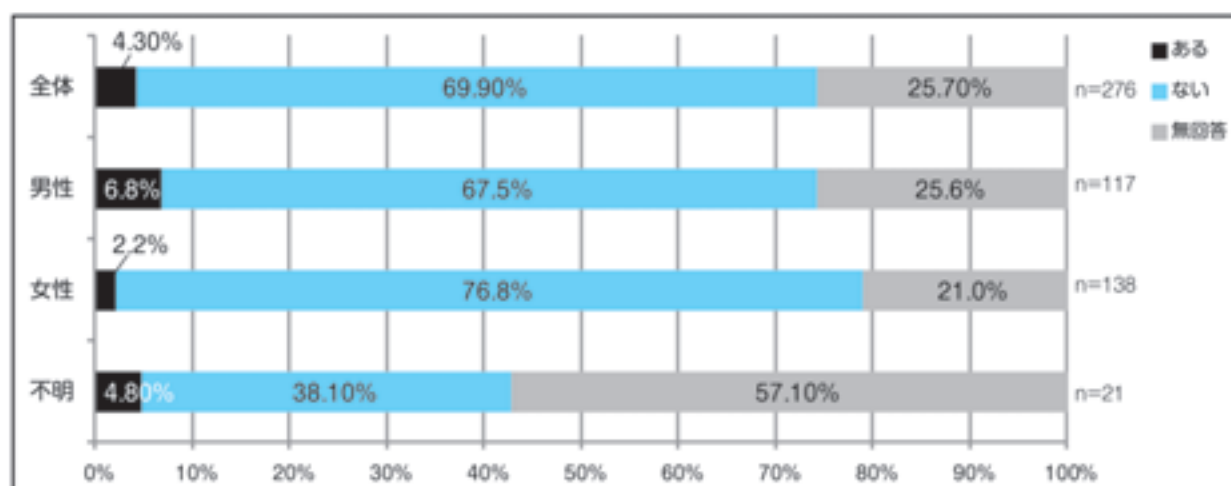
n=284



⑤男女間での暴力の状況について

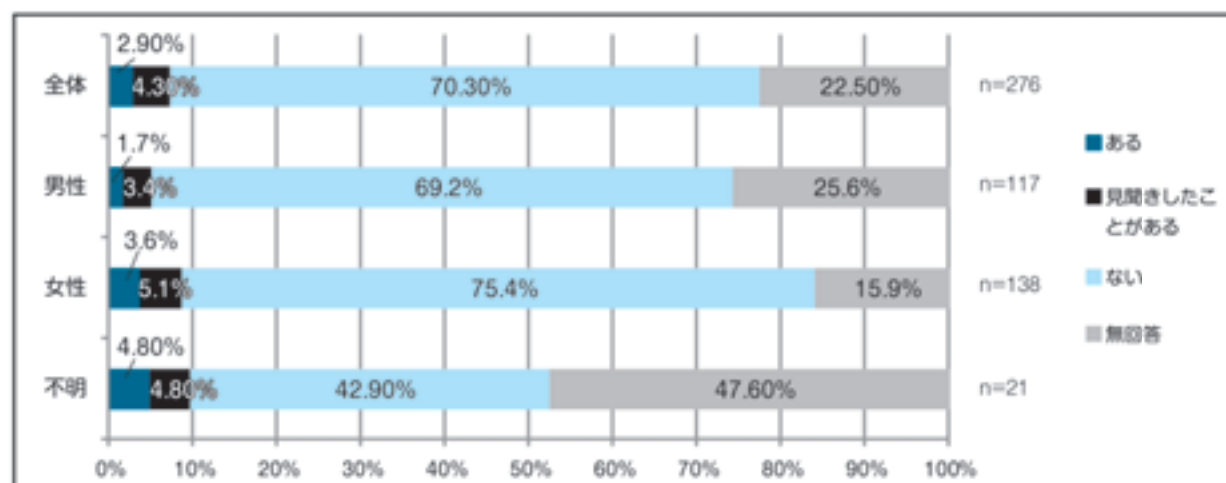
男女間における暴力の防止・被害者支援についての設問では、「この5年間で配偶者や恋人などに対して暴力を振るったことがあるか」の問いについては、「ある」が3.5%（男性4.5%、女性3.1%）となっています。暴力の内容は、「相手を大声で怒鳴ったり、バカにしたことがある」が最も多い結果となっています。

過去5年間の配偶者への暴力

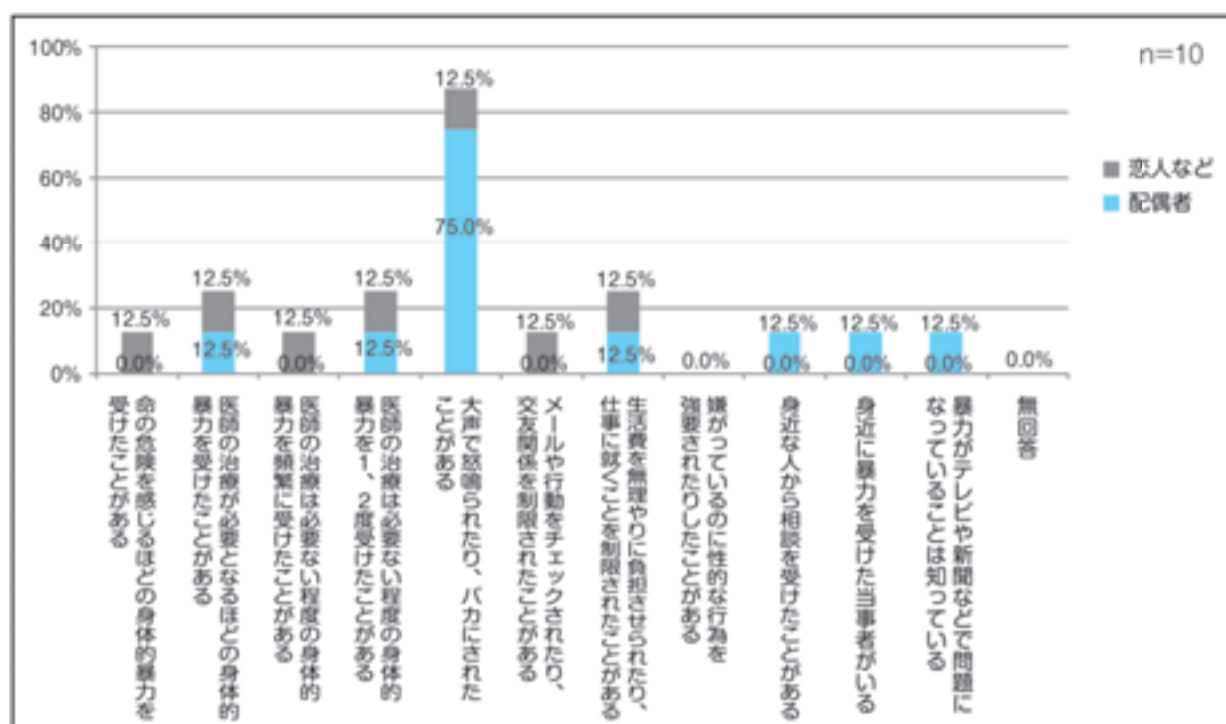


「この5年間で配偶者や恋人などから暴力を経験したり、身近で見聞きしたことがあるか」の問いについて、「ある」との回答は2.1%（男性1.8%、女性2.5%）となっています。また、「身近で見聞きしたことがある」と答えた方も7.4%（男性9.9%、女性6.1%）となっています。受けた暴力の内容は、「大声で怒鳴られたり、バカにされたことがある」、「暴力がテレビや新聞などで問題になっていることは知っている」との回答が最も多い結果となっています。

過去5年間の配偶者からの暴力



受けた暴力の内容



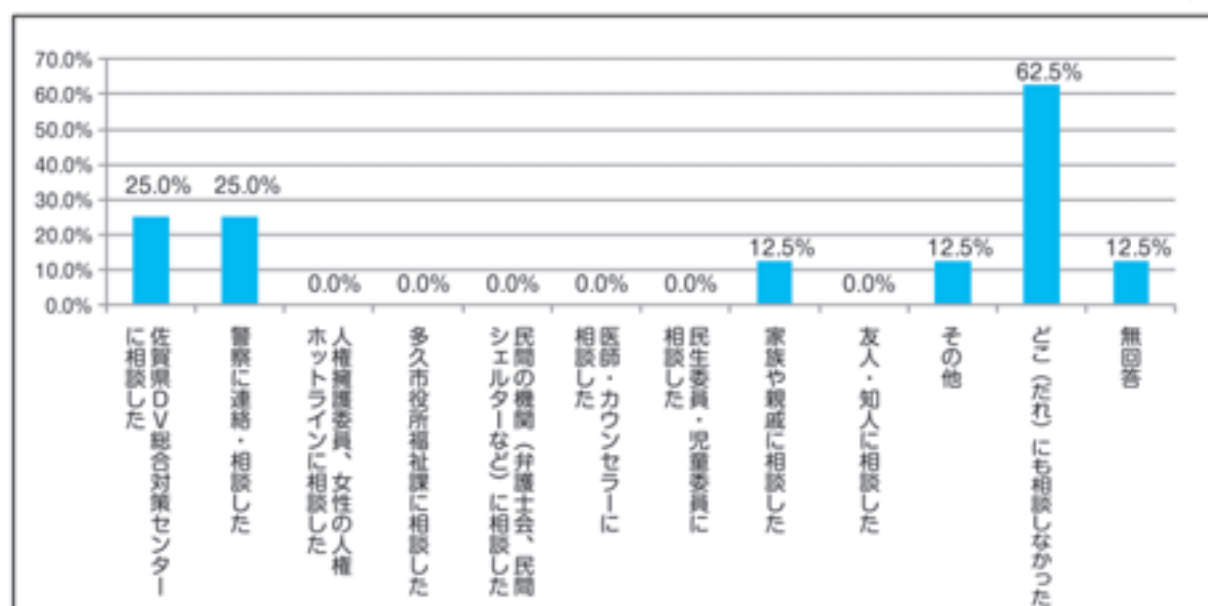
受けた暴力に対する相談については、「家族や親戚に相談した」、「どこ（だれ）にも相談しなかった」が最も多く、次いで、「警察に連絡・相談した」、「その他」となっています。

このような行為に対し、約3割が「だれにも相談しなかった」と回答しており、その理由としては、「どこに相談してよいのかわからなかった」「相談しても無駄だと思ったから」「相談するほどのことではないと思ったから」との回答であり、DVについての啓発、相談窓口や支

援の内容の周知が必要なことがうかがえます。

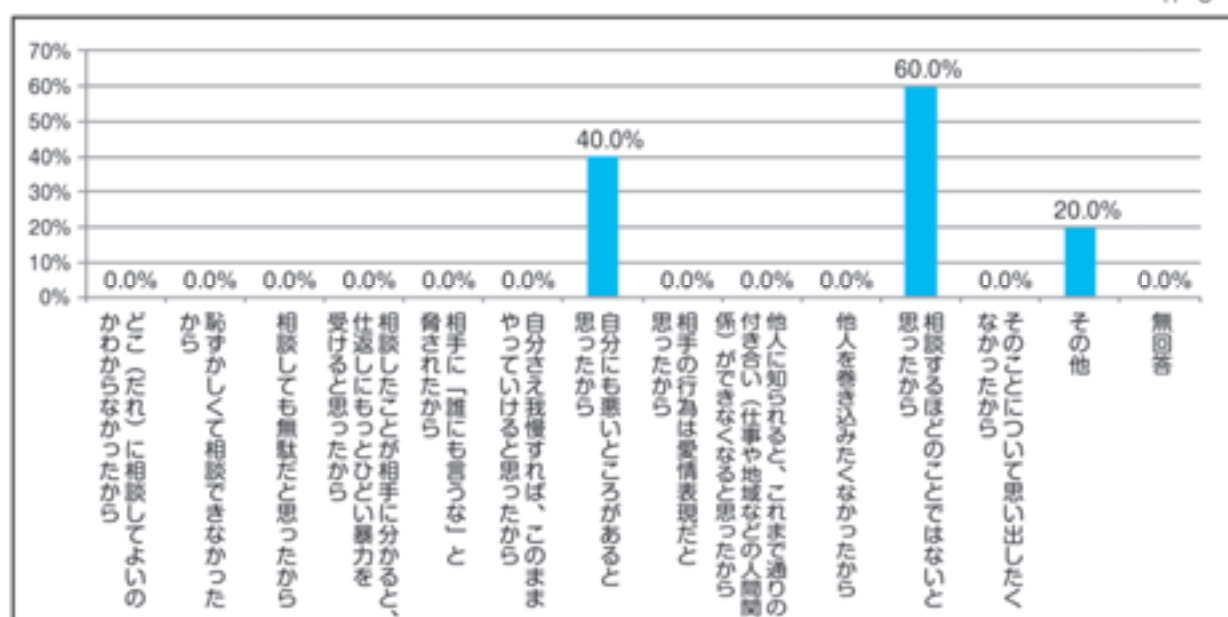
受けた暴力に対する相談相手

n=10



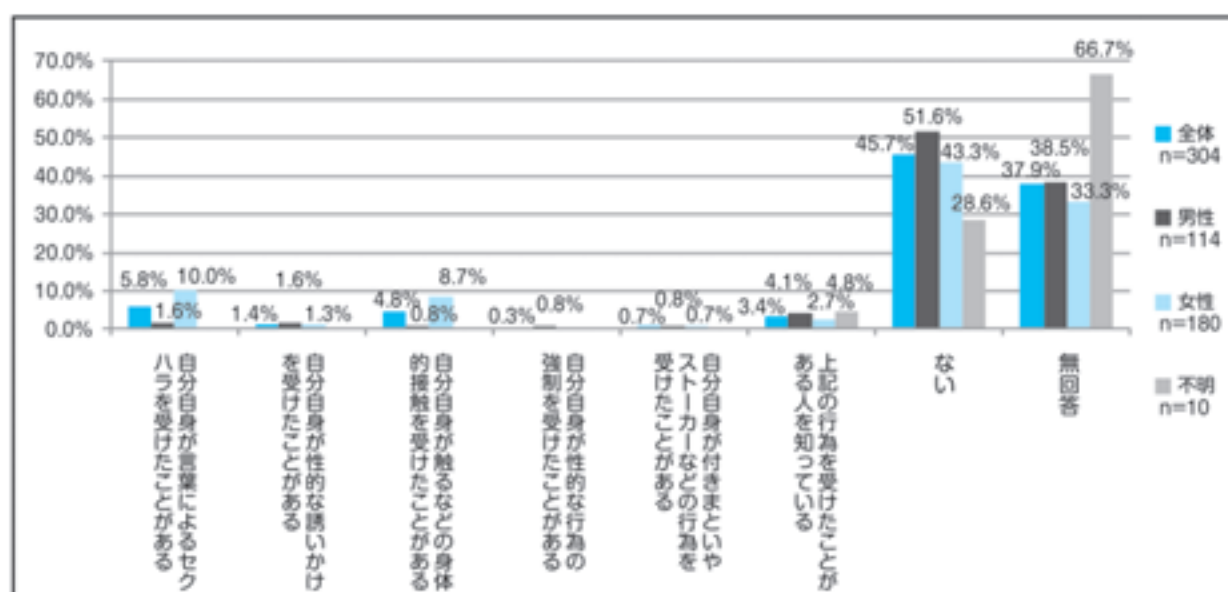
受けた暴力を相談しなかった理由

n=3



「異性からの性的な行為の強要を受けたことがあるか」では、何らかの性的強要を受けたことがある方が5.6%（男性0.0%、女性9.8%）となっており、最も多かったのが、「自分自身が言葉によるセクハラを受けたことがある」で、次いで「セクハラを受けたことがある人を知っている」となっています。男女別では、ほとんどが女性への被害であるが、男性の被害も発生しています。

性的な行為の強要を受けた経験の有無



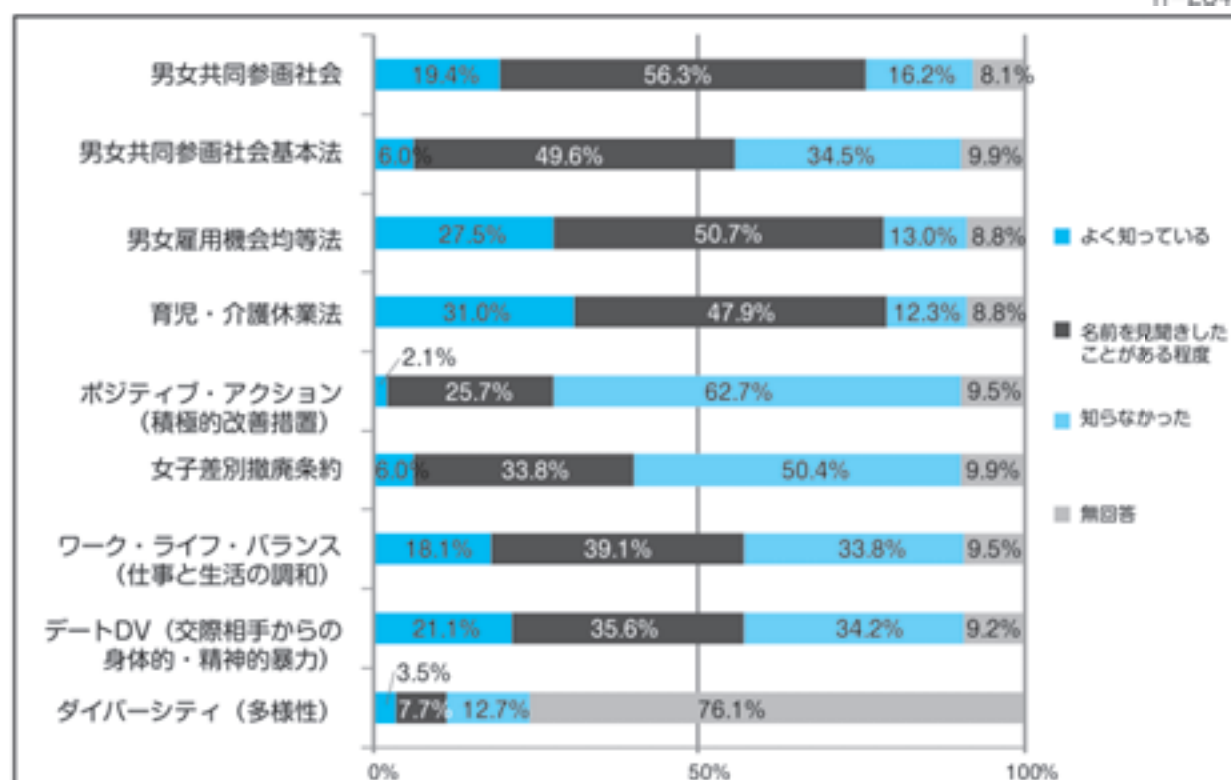
⑥男女共同参画の関連用語認知状況について

男女共同参画社会についての関連用語認知状況については、「男女雇用機会均等法」の認知度が最も高い結果となっています。次いで、「育児・介護休業法」、「デートDV」、「男女共同参画社会」の順となっています。一方「ポジティブ・アクション」は認知度が最も低く、4.0%と極めて低い数値を示しています。次いで、「女性差別撤廃条約」、「男女共同参画社会基本法」の順で低い数値となっています。

最も認知度が高い「男女雇用機会均等法」でも「よく知っている」方は3人に1人程度となっており、今後も男女共同参画についての啓発が必要であることがうかがえます。

男女共同参画関連用語の認知状況

n=284



第 3 部

計画の内容

計画体系図

基本目標 1 男女平等・男女共同参画の意識づくり

基本目標 2 政策・方針決定への女性参画の推進

基本目標 3 支え合い安心して暮せる環境づくり

基本目標 4 男女がともに働きやすい環境づくり

【多久市女性活躍推進計画】

基本目標 5 男女間のあらゆる暴力の根絶

【多久市DV対策基本計画】

基本目標に基づく指標

第3部 計画の内容

- 基本目標 1 男女平等・男女共同参画の意識づくり
- 基本目標 2 政策・方針決定への女性参画の推進
- 基本目標 3 支えあい安心して暮らせる環境づくり
- 基本目標 4 男女が共に働きやすい環境づくり【多久市女性の活躍推進計画】
- 基本目標 5 男女間のあらゆる暴力の根絶【多久市DV対策基本計画】

基本目標に基づく指標

計画体系図

基本目標 1 男女平等・男女共同参画の意識づくり

- ①男女双方の意識の形成
- ②幼少期からの男女共同参画の意識の形成
- ③ダイバーシティの推進

基本目標 2 政策・方針への女性参画の推進

- ①審議会等への積極的な女性参画の推進
- ②政治分野における女性参画の推進
- ③事業所・CSOにおける女性参画の推進

基本目標 3 支えあい安心して暮らせる環境づくり

- ①家庭や地域における男女共同参画の推進
- ②防災・復興における男女共同参画の推進
- ③生涯を通じた男女の健康の支援、相談機能の充実
- ④性の多様性に対する支援

基本目標 4 男女が共に働きやすい環境づくり【多久市女性の活躍推進計画】

- ①子育て・介護に関する情報提供や支援
- ②ワーク・ライフ・バランスの推進
- ③ハラスメント防止の啓発及び相談窓口との連携
- ④男女間における格差の改善・女性活躍の推進

基本目標 5

男女間のあらゆる暴力の根絶【多久市DV対策基本計画】

- ①DV防止の啓発及び教育
- ②DV相談窓口の周知及び関係機関との連携
- ③DV被害者の安全の確保及び関係機関との連携
- ④支援制度に関する情報提供



基本目標 1

男女平等・男女共同参画の意識づくり

固定的な性別役割分担意識や慣習などは今日の社会の中でも依然として根深いものがあり、男女どちらにとっても多様な生き方の選択を拒む要因の一つとなっています。

令和4年（2022年）に多久市が実施した市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識については、否定的な意見が75.7%となっている一方で、現実としては、子育て、家族の介護や家事については、高い割合で女性によって担われており、男性は仕事中心という状況になっています。

また、高度情報化が急速に進展する中で、インターネットや携帯電話などの新しい形態のメディアが台頭しており、こうした新しいメディアの利用にまつわるトラブルや混乱も頻発するようになってきています。こうしたトラブルを可能な限り回避するためにも、情報を受信する側が主体的に情報を選択し読み解く能力の向上が必要となっています。

基本目標1では、固定的な性別役割分担意識の解消を推進するとともに、男女平等・男女共同参画の考え方を根付かせるための教育、啓発の展開を図ります。

【施策の方向】

男女平等・男女共同参画社会への理解を深め、固定的な性別役割分担意識や慣習の解消を図るためには、男女が互いの人権を尊重しつつ責任も分かち合い、それぞれの能力を活かすことが必要です。性別や年齢を問わず、あらゆる人々にとって有益であることを正しく認識するために、市民、事業所等に対し情報を提供するとともに、効果的な広報や啓発を行っていきます。

【重点施策】

① 男女双方の意識の形成

固定的性別役割分担意識の解消を目指し、講演会やワークショップなどを通じて、男女が性別に関わらず個人として尊重され責任も分かち合うという考え方が必要です。性別や年齢を問わず、あらゆる人々が、その能力を十分に発揮できる多様な選択が可能な暮らしやすい社会であり、その実現が経済や社会全体の活性化につながるという意識の定着を図るため、男女双方の意識の改革と、理解を促進するための広報、啓発活動を積極的に展開します。

市役所内においては、職員向けの研修会等の開催により、男女共同参画意識の確認を図ります。また、市が作成する出版物・広告等においては、性別による固定的な役割分担にとらわれず、男女共同参画に配慮した表現を用い、男女の多様なイメージが浸透する表現にします。

② 幼少期からの男女共同参画の意識の形成

男女平等や人権尊重についての意識は、幼い時から家庭や学校、地域などの普段の生活をしていく中で形成されます。そこで保育所や認定こども園、義務教育学校、高等学校、大学等の各段階において、家庭や地域とも連携しながら、男女共同参画の視点に立った人権教育やキャリア教育、性に関する指導を実施することが必要です。

家庭や学校、地域が相互に連携し、教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解するよう、意識啓発等に努めるとともに、次世代を担う子どもたちが個性と能力を発揮し、健やかに成長するよう、子どもの頃からの男女共同参画の理解や将来を見通した自己形成ができるような取り組みを進めます。

③ ダイバーシティの推進

ダイバーシティとは、性別や人種の違いに限らず、年齢、性格、学歴、価値観などの多様性を受け入れ、広く人材を活用することで生産性を高めようとするマネジメントであり、そのためには多様性を尊重する職場環境を促進し、チームワークを高めることが大切です。

少子高齢化やグローバル化が進展する中で、働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できる社会づくりは、ダイバーシティ（多様性）の推進にもつながり、地域社会・経済の持続可能な発展や企業の活性化という点からも極めて需要であるため取り組みを推進します。



基本目標 2

政策・方針への女性参画の推進

男女共同参画社会を形成していくためには、政治や地域、職場など社会の様々な分野の政策・方針決定過程へ男女が共に参画することが重要です。そのような地位につく女性が増加することによって見える形での女性の参画を拡大することが求められています。

多久市男女共同参画計画（2018年～2022年）では、審議会等への女性登用を推進し、市審議会及び委員会への女性登用率は38.7%（令和4年3月31日時点）となっています。

目標値としている40%に近付いてきてはいますが、女性不在の審議会や行政委員会があり、また、ひとりの女性が複数の委員会の委員となっていることも多く見受けられ、審議会の委員構成や人材の確保が課題となっています。

自治会、商店街、PTA、ボランティア団体など身近な地域社会においては、女性が中心となって活動している場面も多いにもかかわらず、会長をはじめとした役職の多くは男性で占められており、方針・意思決定を主体的に行う地位にある女性の割合がいまだに低いのが現状です。

豊かで活力ある地域社会をつくっていくうえで、男女がそれぞれの能力を発揮することは大変重要なことです。若い世代の男性など多様な市民の参画と、リーダーとしての女性の参画が増えるよう、啓発活動を進める必要があります。

【施策の方向】

男女の意見が平等に政策・方針決定に反映されるよう、各種審議会・委員会委員に積極的に女性を登用し、方針決定の場への積極的な女性の参画を促進するとともに、多久市役所においても、女性職員の職域拡大や能力向上、幹部職員等への登用を目指します。

女性の参画促進の重要性・必要性についての理解の促進と固定的な性別役割分担意識の解消を図るとともに、政策・方針決定過程への女性の参画促進として、女性登用に関する積極的改善措置（ポジティブ・アクション）など引き続き事業所・CSO等の団体などへ働きかけます。

【重点施策】

① 審議会等への積極的な女性参画の推進

市の施策や方針の立案・決定の場において、男女双方の意見が反映されるよう、審議会等における女性委員の割合40%を目標とし、積極的に女性委員の登用を推進します。

また、審議会等の構成委員で女性委員のいない審議会の解消を目指し、事業所や各種団体等へ協力要請を行うとともに、関係団体からの推薦による選出や、委員の公選制の導入などを行い、女性がより参画しやすい環境整備を推進します。

② 政治分野における女性参画の推進

市民意識調査では、政治の場において、60.2%が「男性が優遇されている」と回答する人がいることから、今後も市政のあらゆる場へ男女共同参画の視点を反映させるために、政策・方針決定の場へ女性が参画できるよう継続的に取り組んでいきます。

③ 事業所・CSOにおける女性参画の推進

地域活動や審議会など、様々な場面で参画し活躍できる女性を増やすよう、県や大学などと連携し、市民に対して、幅広い分野の講演会や研修等の実施に加えて、男女共同参画に関する学習情報を提供します。

CSOに対して、女性の登用状況等の実態調査や目標値の設定などを働きかけ、役職者への女性の登用を後押しする取り組みを進めます。

事業所に対して、意思決定の場面での女性参画の必要性を啓発し、ポジティブ・アクションの推進等により、女性の能力が最大限に発揮できるように意識改革・情報提供等の取り組みを進めます。

※ポジティブ・アクション（positive action／積極的改善措置）とは、働く事や仕事に対する意欲の高い女性を積極的に登用し、能力を発揮してもらおうという事業所等の自主的な取り組み

基本目標 3

支えあい安心して暮らせる環境づくり

本市の男性の家事・育児への参画はまだ進んでいるとは言えません。令和4年に多久市が実施した市民意識調査では、家庭内における家事業務（掃除・洗濯、食事のしたく、食後の後片付け・食器洗い）において、平均75.4%が「妻が中心」「どちらかといえば妻が中心」と回答しています。また、介護対象者がいる家庭では、71.1%の家庭において女性が主体となって介護業務を行っていることが分かりました。家庭における男女共同参画についても女性だけの問題として捉えるのではなく、男性、女性それぞれが正しく理解し、実践していくことが必要です。

地域活動においても、役員などが特定の性に偏っている傾向が強く残っています。地区の行事などでは、固定的な性別役割分担も根強く残っており、これからの地域活動の活性化を図るためには、男女共同参画の視点を取り入れることが必要です。

近年頻発している大災害時においては、男女共同参画の視点からの課題が浮き彫りとなりました。避難所では、仕切りや男女別の更衣室・トイレ等がなく、異性の視線が気になる状況に置かれたり、食事の準備や清掃などの家事的役割が女性に集中したりするなど、女性への身体的・精神的負担が増大していたことが指摘されています。女性と男性では受ける影響に違いが生じるため、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要があります。災害時には、平常時における社会の課題がより一層顕著となるため、平常時からの男女共同参画を推進していくことが防災・被災時対応・復興を円滑にすすめていくための基盤となります。

誰もが自分らしく伸びやかに生きるためには、一人ひとりの人権と個性が尊重されることが重要です。男女共同参画社会の推進にあたっては、身体的性差を十分に理解し合い、お互いに人権を尊重しつつ思いやりをもって生きることが男女共同参画社会を支える基盤となります。また、生涯を通して健康を保持・増進することは、安心した生活を送るために必要不可欠なことです。

仕事だけでなく、家のローンや、子育てなど家庭での負担も重くのしかかり、精神疾患の発症が増加しています。この背景には、男女とも様々な要因が考えられますが、特に男性の場合は経済的に家庭を支えていることが多く、精神疾患の症状を悪化させていることもあります。生涯を通じて健康な心身を維持するため、性別・年齢を問わず、健康で安全な暮らしを続けられるよう、食生活やスポーツなどを通して、それぞれのライフステージに応じた健康管理と健康づくりを支援していく必要があります。

また、LGBT等、性的マイノリティなどの性自認や性的指向などを理由として困難な状況に置かれている人々についての社会的認識も進みつつあります。

地域社会や家庭には、依然として男女共同参画社会の実現を阻む伝統や慣習が見られ、性的マイノリティが生活しやすい環境についても、引き続き改善していく必要があります。

【施策の方向】

家庭・地域における男女共同参画の実践促進に向けた意識啓発を進めます。また、CSO等との連携により、子育てや介護を支え合う環境づくりの推進や実践拡大を図っていきます。

男女共同参画の視点を捉えた災害対策に努めます。災害発生時や復興時における固定的な役割分担意識の解消を図り、社会的責任が男性、女性それぞれに集中することがないように、平常時から固定的な性別役割分担意識の解消を図り男女共同参画の視点を捉えた災害対策に努めます。

多様なライフスタイル・ライフサイクルに対応するよう、心身の健康について適切な知識・情報を入手し、生涯にわたって、身体的・精神的・社会的に良好な状態でいられるよう、適切な支援を行います。

男女平等の視点に立ち、すべての方が暮らしやすい環境づくりに努めます。

【重点施策】

①	家庭や地域における男女共同参画の推進 家事・育児・介護・地域活動への参画についての意識啓発やセミナーなどを通じ男女のライフスタイルに対応した子育て・介護に対する相談支援体制の整備と情報提供等の支援を行います。また、男性の家事・育児や地域活動への参画を促進するため、関係機関と連携し、情報や学習の機会を提供します。 家庭・地域における男女共同参画の実践促進に向けた意識啓発を進めるとともに、CSO等との連携により子育てや介護を支えあう環境づくりの推進を図ります。
②	防災・復興における男女共同参画の推進 地域防災計画等の各種計画や対応マニュアルの策定の決定過程、消防団、自主防災組織等の地域防災活動への女性の参画を拡大し、防災体制づくりに取り組みます。 避難所担当部局と男女共同参画部局が密接に連携・協働し、防災・復興における男女共同参画の視点の強化を図ります。
③	生涯を通じた男女の健康支援、相談機能の充実 生涯を通じた男女の健康の支援をするため、健康相談の充実を図ります。特に女性については男性と異なる健康上の問題に直面することに配慮し、市民の健診受診率の向上を目指し、効果的な情報の提供を行うなど、総合的な対策の推進に取り組みます。 家庭や学校、地域や関係機関と相互に連携し、子どもの発達段階に応じ、健康と性に関する正しい知識の教育を行います。 仕事、子育て、介護、健康など、男性や女性が抱える様々な問題の解決に向け、相談体制の一層の充実に努めます。また、家庭や職場等での悩みやストレスについての情報提供と相談機能の充実に取り組みます。
④	性の多様性に対する支援 男女平等の視点に立ち、性的マイノリティの方々への理解も含め、男女共同参画の推進を進め、すべての方が暮らしやすい社会のニーズに対応する環境づくりに努めます。 県と「パートナーシップ宣誓制度の利用に関する協定」を結び、一人ひとりが多様な特性や個性を理解し、お互いに認めあう社会づくりに取り組みます。

【多久市女性活躍推進計画】

基本目標 4 に掲げる内容は、「女性活躍推進法」第 6 条第 2 項に基づく「市町村推進計画」に位置付けています。多久市では、この基本目標 4 を「多久市女性活躍推進計画」として、女性の職業生活における活躍を推進します。

基本目標 4

男女が共に働きやすい環境づくり【多久市女性の活躍推進計画】

策定の趣旨

本市においても、働き方や家庭生活など、様々な分野で生活形態の多様化が進んでいます。

市民意識調査において、配偶者のいる一般世帯の働き方の状況を見ると、「夫妻とも働いている」と答えた家庭が平成29年では43.3%でしたが、令和4年では61.6%に上昇しています。今後も、いわゆる共働き世帯が増加していくことが想定されます。

令和4年調査において、「募集・採用」、「賃金」、「人事評価」、「昇進」、「教育訓練」といった項目に対し、すべての項目について「男女が平等である」と答えた事業所が最も多い結果となっています。

子育てについては、平成29年に多久市内の事業所に行った調査で、「育児休暇を導入している」と答えた事業所は67.3%でしたが、令和4年では82.8%に上昇しています。育児休暇を導入している事業所内において、出産した女性従業員のうち50.0%は育児休暇を取得している一方で、配偶者が出産をした男性従業員の育児休暇取得は30.0%となっており、夫妻ともに働く世帯は増えているに関わらず、未だ育児は女性が主導的にやっているという現状が明らかになっています。

生活形態・家族形態の多様化には、就業形態の多様化が深く関わっており、長時間労働など働き方そのものを見直すことが重要です。高齢化社会を迎えた今、介護に要する時間も今後さらに必要になることが予想されます。加えて、厳しい雇用環境に置かれやすいひとり親家庭や障がいのある人等の経済的、生活的安定のための対応も求められています。

働く全ての人々が、やりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現することを目的とした「ワーク・ライフ・バランス^{*}」については、徐々に知名度が向上してきていますが、その実現のためには、まだ多くの課題が残っています。企業や商工会議所などと連携し、長時間労働の抑制、生産性の向上に向けた効率的な働き方、各種制度の普及、啓発活動をすすめ、ワーク・ライフ・バランスの推進・実現を図ります。

^{*}ワーク・ライフ・バランス（work-life balance）とは、「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」こと。

○子育て・介護に関する情報提供や支援

【施策の方向】

働く男女が、仕事と家庭生活などの両立により、ゆとりや生きがいを持って、心豊かな生活を送れるよう、関係機関と連携しながら、市民や事業所に情報提供を行うとともに、事業所等に対しては、多様な働き方ができる勤務制度の導入など、職場環境の整備促進のための啓発を行っていきます。また、男性の子育てや介護への参画を推進します。

【重点施策】

① 子育て・介護に関する情報提供や支援

子育て支援センター等の子育てに関するイベントや支援情報をより多くの子育て中の方々に届けるために、ホームページや広報紙に留まらず、様々な機会を捉えて情報提供するなど、多様な方法での広報に努めます。また、ICTの活用による効果的な情報発信に努めます。

意欲と能力のある女性の職場での活躍を促進するため、育児・介護休業制度の定着と利用を促進します。また、家事や育児の負担や大切さを夫婦間で共有し理解していくためにも、男性の育児参加の重要性を啓発し、事業所内における男性の育児休暇取得率の向上を目指します。

介護者の仕事と家庭との両立につながるよう、介護に関する情報提供や相談体制の充実に努めるとともに、在宅サービスなど、介護サービスの供給量の確保と、介護者の立場に立った質の高いサービスの向上に努めます。

高齢者が、介護が必要な状態になることの予防に努めることにより、家庭における介護負担の軽減を図ります。

高齢者の生きがいづくりや、技術や能力を活かすため、事業所などと連携を図り、雇用の促進と機会の拡大を図ります。また、高齢者や障がい者に社会参画の機会の提供や経済的な自立に向けた相談窓口等の支援体制整備の充実に努めます。

○ワーク・ライフ・バランスの推進

【施策の方向】

男女を問わず、仕事と家庭・地域生活のバランスの取れたライフスタイルが実現できるように、積極的な意識啓発や学習の機会を提供します。働く場面においては、性別に関係なく全ての人が、働き方・暮らし方・意識を改革し、男性中心型労働慣行ではなく多様で柔軟な働き方を通じた仕事と生活の調和を得られるよう推進を図ります。

また、ひとり親家庭や障がいのある方々も、安心して、安定した生活ができるように対応を図ります。

【重点施策】

② ワーク・ライフ・バランスの推進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が企業や経済社会の活性化につながり、有用なものであるとの認識を促します。

ワーク・ライフ・バランスが実現できる労働環境を整備することが重要であることから関係機関の取り組みを支援します。

ワーク・ライフ・バランスの重要性を、効果的に広く市民や事業所等へ啓発します。また、事業所に対しては、積極的に取り組むよう働きかけ、推進のための情報提供を行います。

○ハラスメント防止の啓発及び相談窓口との連携

【施策の方向】

地位や権限等を悪用した職場におけるセクシャル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどのハラスメントは、職場において労働者の能力の発揮を妨げるばかりではなく、重大な人権侵害でもあります。また、働く場以外にも、地域活動や教育の場等、あらゆる場面において生じる可能性があります。一旦発生すると、被害者に人間としての尊厳に取り返しのつかない傷を負わせることになります。そのため、ハラスメントは、予防・防止が非常に重要となります。

嫌がらせ行為等のいわゆるハラスメントは数多くありますが、どの行為も人権侵害であるという認識を持ち、DVや性暴力と同様、「加害しない」という視点も踏まえた重点的かつ継続的な取り組みを進めていく必要があります。

【重点施策】

③ ハラスメント防止の啓発及び相談窓口との連携

各種ハラスメントの防止にかかる事業主の雇用管理上講ずべき措置について周知を行い、ハラスメントの防止対策の推進を図ります。労働者に対してもハラスメント防止に向けた啓発と情報提供を行います。

ハラスメント（セクハラ、マタハラ等）は職場だけの問題だと思われがちですが、学校生活や近所付き合い等、普段の生活の中で誰の身にも起こりうる身近な問題です。「ハラスメントは重大な人権侵害である」という認識が持てるような学習機会の提供を行い相談窓口や関係機関との連携を図りながら取り組みを進めます。

○男女間における格差の改善・女性活躍の推進

【施策の方向】

労働の場での男女平等は、男女雇用機会均等法をはじめ、育児休業法の施行により改善されてきています。しかし、管理職や役員への女性登用が進んでいないため昇進や賃金格差のほか、能力開発のための研修機会が少ないなど、女性の能力が過小評価されている等の課題が残されています。雇用や就業時における男女間格差の改善に向けた啓発に取り組む必要があります。

【重点施策】

④ 男女間における格差の改善・女性活躍の推進

事業所に対して男女間の賃金格差の解消や人事慣行・雇用処遇の改善を進めるための啓発を行うほか、ポジティブ・アクションの取り組みに向けた情報提供等を行います。

指導的地位への女性の参画を拡大することは、社会の多様性と活力を高め、実質的な機会の平等を果たすために極めて重要です。そのため、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進等により、社会制度や慣行がいずれかの性別に不利に働くような状況や、固定的な性別役割分担意識、偏見等に基づく格差の解消に取り組めます。

【多久市DV対策基本計画】

基本目標5に掲げる内容は、DV防止法第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」に位置付けしています。多久市では、この基本目標5に掲げる重点施策を「多久市DV対策基本計画」として、配偶者等に対する暴力の根絶と、被害者の支援を推進します。

基本目標5

男女間のあらゆる暴力の根絶【多久市DV対策基本計画】

策定の趣旨

配偶者やパートナー等から受ける暴力「DV（ドメスティック・バイオレンス）」は、人間としての尊厳を傷つけ、心身の成長や人格の形成に影響を及ぼすだけでなく、ときには犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。しかし、外部からその発見が困難な家庭内において行われることが多いため、潜在化しやすく、また、加害者に罪の意識が薄いという傾向があることから、被害が深刻化しやすいという特徴があります。

DVの背景としては、男女の社会的な地位や経済力の格差や固定的な役割分担意識等の社会的・構造的な問題があるといわれています。内閣府が令和2年度に実施した「男女間における暴力に関する調査」では、配偶者からの被害経験では、約4人に1人が、身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要のいずれかを一度は受けた経験があるとしています。女性の被害経験では、約4人に1人は配偶者から被害を受けたことがあり、約10人に1人は何度も受けているとの結果となっています。市民意識調査においても、配偶者や恋人などからの暴力を経験したことがあるとの回答が2.1%あります。

平成13（2001）年の「DV防止法」制定以後、DVの防止と被害者の支援においてさまざまな取り組みが進められていますが、被害を受けた女性のにおいては「どこにも相談していない」との回答も見受けられます。

DV等暴力の被害者は、孤立し、支援に関する情報が届きにくい状況も少なくありません。また、暴力による恐怖感や無力感等から暴力を受けている現状を受忍している場合が多く、公的機関に相談する人の割合が非常に少ない状況です。

近年、配偶者以外の恋人や交際相手から暴力を受ける、いわゆる「デートDV」の被害も深刻な状況になっています。平成26年1月に「DV防止法」が一部改正され、同居中又は同居していた交際相手からの暴力及び被害者についても適用されることになりました。しかし、同居していない場合は依然対象外となっていることから、若年層への意識啓発が必要です。

更に、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）など、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりとともに、SNSを利用した性犯罪や暴力等も拡大しており、新しい形の暴力等に対しても迅速に対応していく必要があります。

これらのことから、本市においてもこれまで以上に配偶者や配偶者以外の恋人や交際相手等からの暴力の防止や被害者の保護、自立支援を総合的・計画的に推進します。

〇DV防止の啓発及び教育

【施策の方向】

DVを防止するためには、市民各々がDVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを十分に認識し、DVについて正しく理解することによって、自らが加害者や被害者にならないように努めることが重要です。

DVには、身体的暴力だけではなく、精神的暴力や性的暴力、社会的暴力も含まれます。DV被害の実態は少数の男性被害があるものの、被害者の多くは女性であり、若い世代においては、交際相手からの暴力、いわゆるデートDVも増えています。

そのために、様々な機会や手段を活用して、市民への啓発や早い段階からの教育を進めていく必要があります。若い世代が、DVについての認識を深めることは、将来の加害者、被害者の発生防止にもつながるため、DV防止教育を推進していきます。

【重点施策】

① DVの防止の啓発及び教育

男女間のあらゆる暴力の根絶や、市民がDVに対する正しい知識に触れられるよう、市広報、ホームページ、行政放送等を通じて啓発を推進します。

佐賀県DV総合対策センター等と連携し、市内義務教育学校生徒に対して、DV防止の教育を推進します。

学校や地域、職場での教育や学習を通じて男女を問わずあらゆる暴力を許さない社会の意識啓発に努めます。

〇DV相談窓口体制の周知及び関係機関との連携

【施策の方向】

DVは配偶者やパートナーなどの親密な間柄で発生するため、暴力が潜在化しやすく、また、周囲からも個人や家庭の問題として過小にみなされる傾向にあります。このため、周囲の人達が気付いたり、被害者が相談するまでに被害が拡大するおそれがあることから、早期発見が重要になります。

また、DVにより、被害者は孤立し、利用できる支援等に関する情報を入手する機会も制限されている場合が少なくありません。

更には、被害者自身に、自らが受けている暴力が重大な人権侵害であるという認識がないために、相談に至らない場合もあります。

市民意識調査でも、過去5年間で被害経験があると回答したうち、「どこ（誰）にも相談しなかった」と回答した理由として、「相談するほどのことではないと思ったから」や「相談しても無駄だと思ったから」との回答もあっております。

このようなことから、相談に対する体制を充実することにより通報や相談しやすい体制の整備を図ります。また、男性、女性が人目を気にすることなく情報を受け取れるよう、相談窓口の周知に努めます。

【重点施策】

② DV相談窓口体制の周知及び関係機関との連携

DV相談の随時受付や定期的な女性相談等を実施し、被害者等が相談しやすい体制を構築し、被害の早期発見および潜在化の防止を図ります。

DV相談を希望する人たちが、人目を気にすることなく相談機関等に関する情報を受け取れるように配慮をし、DV相談窓口について、一層の周知を図ります。また、県等の各種相談機関との連携を図りながら相談しやすい体制を整えます。

○DV被害者の安全確保と関係機関との連携

【施策の方向】

DV被害者に対しては、まずは安全を確保するとともに、被害者本人の状況と意向に配慮しながら支援を行うことが大変重要です。また、被害者の置かれた状況によっては、一時保護や保護命令の手続き等が必要な場合も考えられます。

更には、加害者が被害者の居場所を探すことも考えられるため、被害者の個人情報の保護に細心の注意を払うことが必要です。

【重点施策】

③ DV被害者の安全確保と関係機関との連携

DV被害者が緊急的な避難を要することも考えられるので、安全確保を図るとともに、関係機関との連絡体制の整備を図ります。また、必要に応じて、保護命令等に関する情報提供及び手続等の支援を行い、新しい生活づくりを支援します。

関係機関や関係部署との連携を図り、被害者に関する情報の保護を図ります。

○支援制度に関する情報提供

【施策の方向】

DV被害者が自立して、新たな生活を始めるためには、住居の確保をはじめ、生活の安定、就業、心身の健康に関する支援等を総合的に、切れ目なく行っていくことが求められます。また、DV被害者が子どもを同伴するケースも考えられるため、保育や就学等に関するもののほか、子どもの心のケアや発達についても、被害者と一緒に考え助言等を行っていくことが必要となります。

【重点施策】

④ 支援制度に関する情報提供

DV被害者が利用できる支援制度や法律相談、市営住宅への入居情報などの情報提供を行います。また、DVを目撃した子どもや、そのことにより被害に遭った子どもなどが、必要な相談・支援を受けることができるよう、関係機関との連携を図ります。

総合的な被害者支援のため、県の関係機関等と連携を図り情報等の提供を行います。

基本目標に基づく指標

男女共同参画社会の実現を目指して、基本目標に基づく指標として2027年における目標値を設定し、達成に向けて取り組みを推進します。

基本目標	指標項目	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	基本目標 重点施策	備考
1	1 固定的性別役割分担意識に同意しない人の割合	75.7%	76.0%	1-①	市民意識調査で「男は仕事、女は家庭」といった性別によって男女の役割を固定する考え方に「どちらかといえばそう思わない」「そうは思わない」と回答した人の割合
	2 子どもたちの固定的性別役割分担意識	75.4%	100.0%	1-②	市内9年生への意識調査で「男は仕事、女は家庭」というのが理想だと思うかに対し、「そうは思わない」と回答した割合
	3 男女共同参画意識の醸成のための講演会等の開催	1回	1回/年	1-①	多久市男女共同参画ネットワークによる講演会等の実施回数
2	4 委員会・審議会等における女性委員の構成比率	38.7%	40.0%	2-①	多久市に設置された委員会・審議会における女性委員の比率
	5 女性委員が不在の審議会等の数	13	0	2-①	多久市に設置された委員会・審議会のうち、女性委員が不在の数
3	6 子育て支援センター利用者数	6,404人	7,000人	3-①	子育て支援センター年間利用者数
	7 男性の積極的な家事・育児への参加を意識づける啓発事業の開催	0回	1回/年	3-①	
	8 多久市防災会議における女性委員の割合	11.1%	30%	3-②	内閣府「第5次男女共同参画基本計画」（2025年30%）に準じて
	9 子宮がん検診・乳がん検診の平均受診率	26.3%	30%以上	3-③	「第2次多久市すくすく健康プラン（健康増進計画）」に準じて
4	10 女性の活躍推進佐賀県会議の会員となっている市内企業の数	7事業所	10事業所	4-④	

基本目標	指標項目	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	基本目標 重点施策	備考
4	11 民間企業の管理職に占める女性の割合	20.3%	25.0%	4－④	市民意識調査（事業所）における女性の管理職（係長以上）の登用割合
	12 事業所における男性の育児休暇の取得率	30.0%	35.0%	4－①	市民意識調査（事業所）「育児休業を取得した、過去一年間の従業員の人数」に対し、配偶者が出産した男性従業員が「取得した（している）」と回答した割合
5	13 配偶者や恋人などからの暴力の被害経験割合	2.1%	1.0%	5－①	市民意識調査で配偶者や恋人などからの暴力の被害経験割合
	14 配偶者や恋人などへの暴力の加害経験割合	3.5%	2.0%	5－①	市民意識調査で配偶者や恋人などへ暴力をしたことがある割合

第 4 部

推進体制

- (1) 推進体制の保持
- (2) 市民・事業者との協働による推進
- (3) 国・県・近隣市町との連携
- (4) 企業等との連携

第4部 推進体制

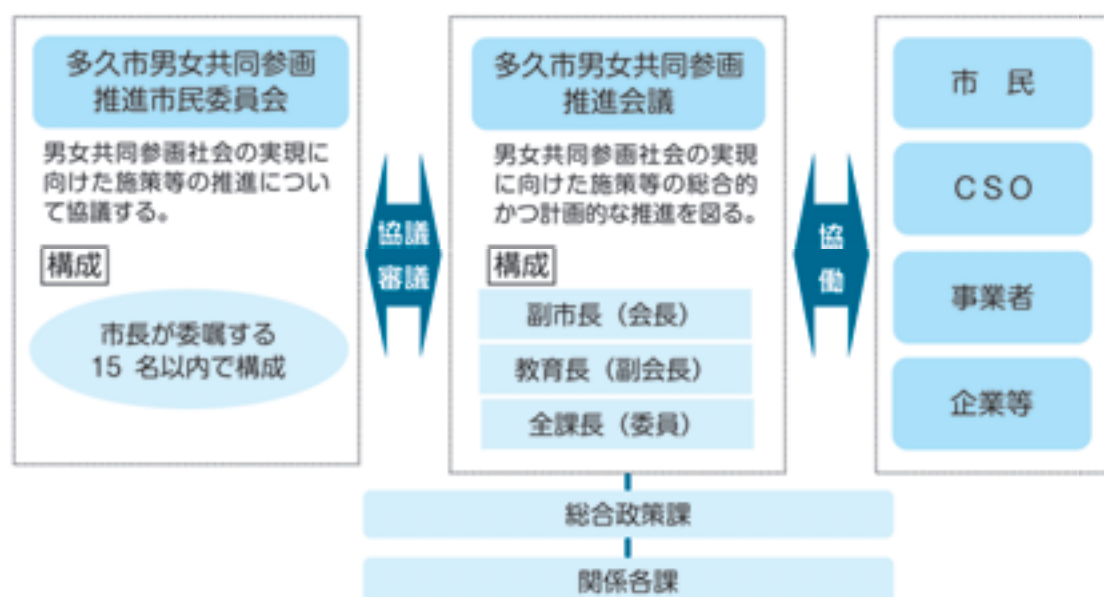
本計画の推進については、市民、事業者及び市が、男女共同参画社会を理解し、その重要性を認識するとともに、積極的に取り組むことが必要です。市は推進体制を強化するとともに、市民、CSO及び事業所との連携・協働も強化する必要があります。

また、市民、事業者は、男女共同参画の推進に寄与するよう努め、市が行う施策に協力するものとします。

（1）推進体制の保持

- 学識経験者や市民などの委員で構成する多久市男女共同参画推進市民委員会とともに、男女共同参画社会の実現のために、調査及び検討を行い、計画を推進します。
- 男女共同参画社会を実現するためには、市の業務全般において常に男女共同参画の視点を持ちながら施策を推進することが重要であるため、「多久市男女共同参画推進会議」を通して、男女共同参画に関する各課間の連携の充実を図り、施策を効果的に推進します。
- 多久市役所内部においても、男女共同参画に関する取り組みを推進し、ワーク・ライフ・バランスといった男女がともに働きやすい職場環境づくりに努めるとともに、男女共同参画の理解を促進し、その視点に立った施策を推進します。

多久市における男女共同参画促進に関する推進体制図



（2）市民・事業者等との協働による推進

- 施策の推進にあたっては、市民や事業者等との協力体制が重要であり、市民、CSO、事業者等と連携を図り、男女共同参画社会の実現に向けた事業を進めます。

（3）国・県・近隣市町との連携

- 国・県・他市町との連携や情報交換に努め、効果的な施策の展開を図ります。

（4）企業等との連携

- 労働分野における男女共同参画の推進を図るために、情報提供等により男女共同参画推進に向けた取り組みを働き掛けるとともに、連携を図り協力を求めます。

参考資料

- 関係法令
- 意識調査結果（抜粋）
- 男女共同参画に関する用語集

男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況に鑑み、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性に鑑み、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることに鑑み、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念ののっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念ののっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関与する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べる。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の

形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の閣僚のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者の中から、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができ。

（資料提出の要求等）

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成十一年六月二三日法律第七八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

附 則（平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成十三年一月六日）

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたとそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する（法律平成13年法律第31号）

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三條―第二十八條）

第五章の二 補則（第二十八條の二）

第六章 罰則（第二十九條・第三十條）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとしている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」とい

- う。）を定めるよう努めなければならない。
- 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
 - 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五号、第八号の三及び第九号において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

- 第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を見つけた者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかると認められる者を見つけたときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
 - 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
 - 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかると認められる者を見つけたときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十一年法律第二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努

めるものとする。

（苦情の適切な迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいづれの実行もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限る、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
- （保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあると認めるに足りる申立ての時にあける事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にあける事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にあける事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さな

ければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後に於いて、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後に於いて、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することができない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方に対しては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三十三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三十三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四十四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五十五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四十四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、 第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年七月三日法律第七二号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則（令和元年六月二六日法律第四六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年五月二五日法律第五二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

目次

第一章	総則（第一条—第四条）
第二章	基本方針等（第五条・第六条）
第三章	事業主行動計画等
第一節	事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節	一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
第三節	特定事業主行動計画（第十九条）
第四節	女性の職業生活に関する情報の公表（第二十条・第二十一条）
第四章	女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
第五章	雑則（第三十条—第三十三条）
第六章	罰則（第三十四条—第三十九条）
附則	

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念のっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）のっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則のっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則のっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六條 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七條 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八條 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九條 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十條 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一條 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九條の認定を取り消すことができる。

- 一 第九條に規定する基準に適合しなくなったとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業生活に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業生活に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業生活に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業生活に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業生活に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業生活に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業生活に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二條 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第二十三條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十四條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特別認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

（啓発活動）

第二十五條 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力

を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特別認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特別認定一般事業主である第八條第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二九年三月三十一日法律第一四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八條第一項、第六十条の二第四項、第七十六條第二項及び第七十九條の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三條第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三條中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十條第十項第五号の改正規定、附則第十四條第二項及び第十七條の規定、附則第十八條（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九條中高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八條第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十條中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十條第一項の表第四條第八項の項、第三十二條の十一から第三十二條の十五まで、第三十二條の十六第一項及び第五十一條の項及び第四十八條の三及び第四十八條の四第一項の項の改正規定、附則第二十一條、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十一年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四條 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年三月三十一日法律第一二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二條及び第三十二條の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八條の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八條第一項の改正規定、第二条の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第四十八條」を「第四十七條の三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第一項の改正規定

定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。）並びに第三条の規定（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定（「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と）を削る部分を除く。）並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四條、第二十五條及び第二十七條の規定 令和四年十月一日

（政令への委任）

第二十八條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日

多久市男女共同参画推進市民委員会条例（平成25年条例第17号）

（設置）

第1条 男女共同参画社会の実現に向けて総合的かつ計画的に推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）138条の4第3項の規定に基づき、多久市男女共同参画推進市民委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、調査及び審議を行う。

- （1）多久市男女共同参画計画及び多久市DV対策基本計画に関する事。
- （2）男女共同参画推進の実施状況に関する事。
- （3）その他男女共同参画の推進に関する事。

（組織）

第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）各種団体の推薦する者
- （2）学識経験のある者
- （3）その他市長が適当と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により新たに就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

（意見の聴取など）

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、総合政策課において処理する。

（補則）

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

市民委員名簿（令和4年度）

氏 名	選出区分・団体	備 考
浅 川 さとみ	市男女参画ネットワーク	
荒 谷 モリエ	公募	
岸 川 徹 朗	市保育協議会	
古 賀 嘉津子	公募	
小 侍 かおり	市PTA連合会	
柴 田 美由紀	市男女参画ネットワーク	
田 島 恭 子	市男女参画ネットワーク	会長
田 代 由美子	市男女参画ネットワーク	
南 里 カチ子	市囃子員会	副会長
野 田 夏 美	市商工会	
山 口 繁 子	市民生児童委員会	
山 口 政 治	学識経験者	
渡 々 子	市男女参画ネットワーク	

※五十音順

市民意識調査結果（抜粋）

1 調査の概要

（1）調査目的

本調査は、多久市民における、男女共同参画についての意識や実態について把握し、多久市男女共同参画計画（計画期間：2023年度～2027年度）の策定のための基礎資料を得ることを目的とする。

（2）調査対象及び調査方法

項 目	内 容
調 査 対 象	多久市在住の16歳以上の男女
配 布 枚 数	1,000名
抽 出 法	無作為抽出
調 査 方 法	対象者に対し、調査票を郵送により配布、回収
調 査 時 期	令和4年10月

（3）配布数及び回収結果

項 目	内 容
配 布 数	1,000枚
有 効 回 収 数	284枚
有 効 回 収 率	28.4%

2 調査内容

- （1）回答者基本情報
- （2）男女平等意識について
- （3）生活に関することについて
- （4）就労について
- （5）女性の活躍推進について
- （6）地域での男女共同参画について
- （7）男女間における暴力の防止・被害者支援について
- （8）健康に関することについて
- （9）男女共同参画社会の形成について

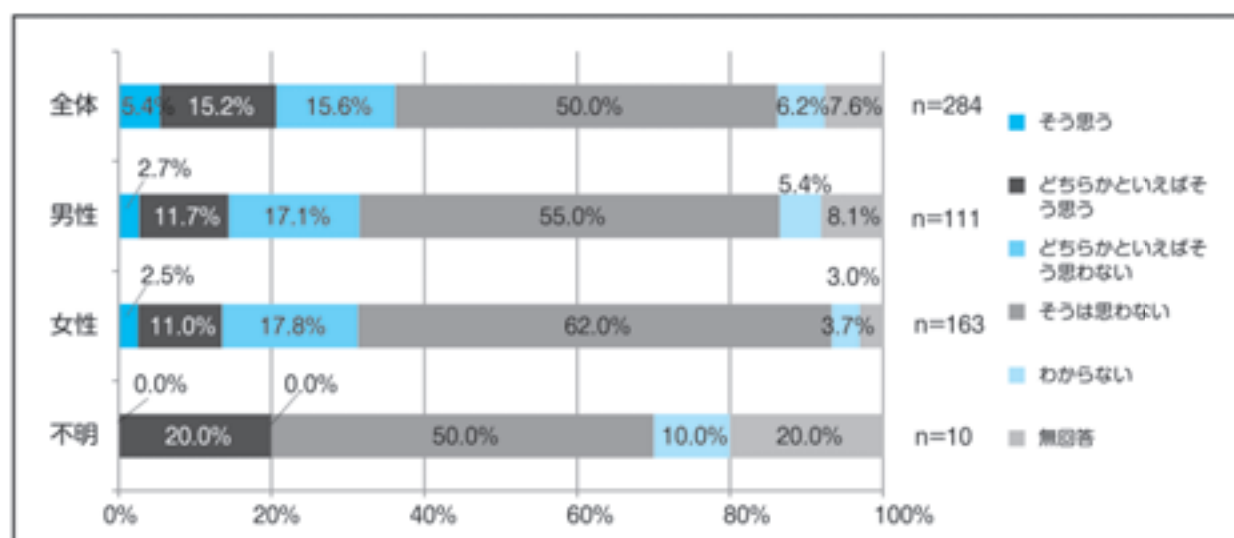
3 回答者の属性

（1）性別

- ・284件の回答のうち、男性111件 女性163件 不明者10件
- ・全体の割合では、男性：39.1% 女性：57.4% 不明者：3.5% となっている。

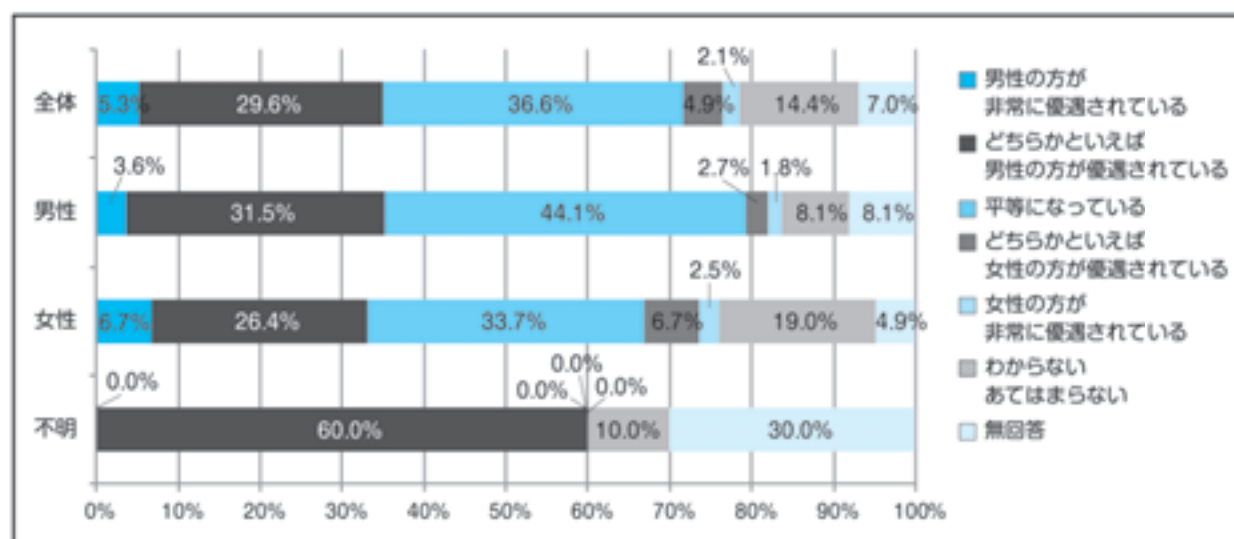
●「男は仕事、女は家庭」といった考え方をどう思うか

「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた、固定的性別役割分担を感じている割合は全体で14.1%で、「どちらかといえばそう思わない」「そうは思わない」という回答が75.7%であった。男女比では、性別役割分担を感じているのは男性の14.4%に対し、女性が13.5%と、男性の方が高い回答となった。



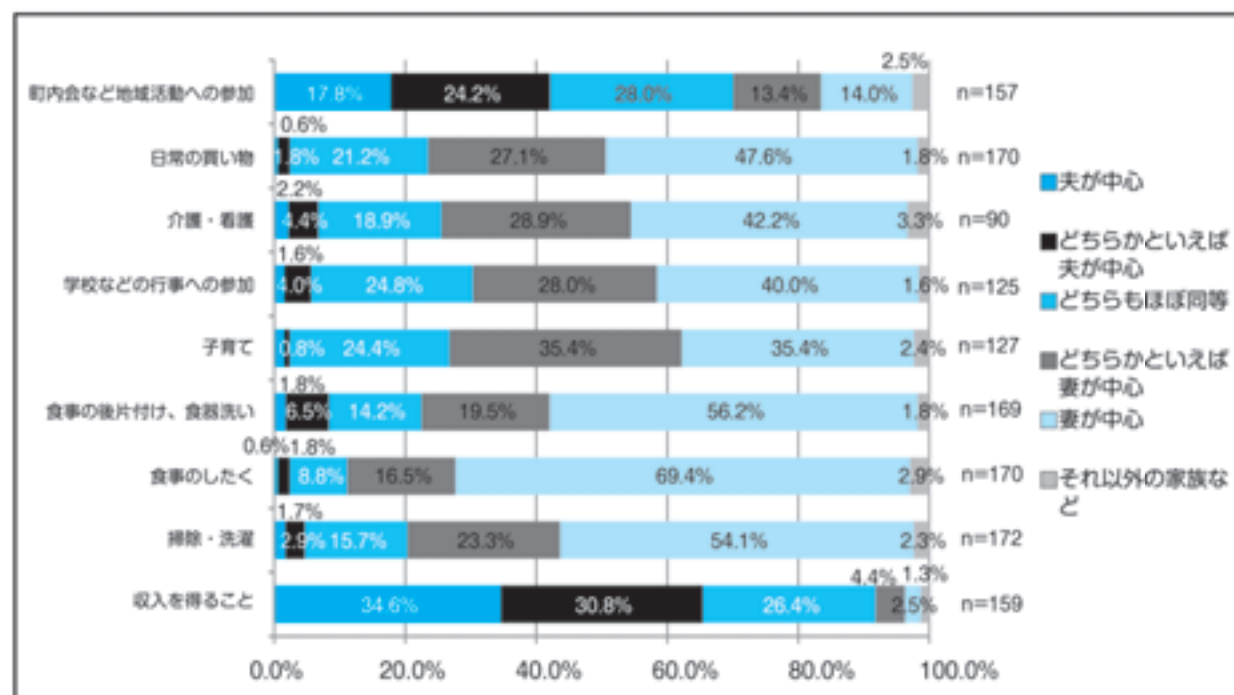
●家庭生活の中で、男女の地位は平等になっているか

男性では「平等になっている」という回答が44.1%で一番高く、次いで「どちらかといえば男性の方が優遇されている」が31.5%という結果になった。一方、女性は、「どちらかと言えば男性の方が優遇されている」と答えた人が26.4%、「平等になっている」と答えた人が33.7%であり、男女間で認識に差があることが分かる。



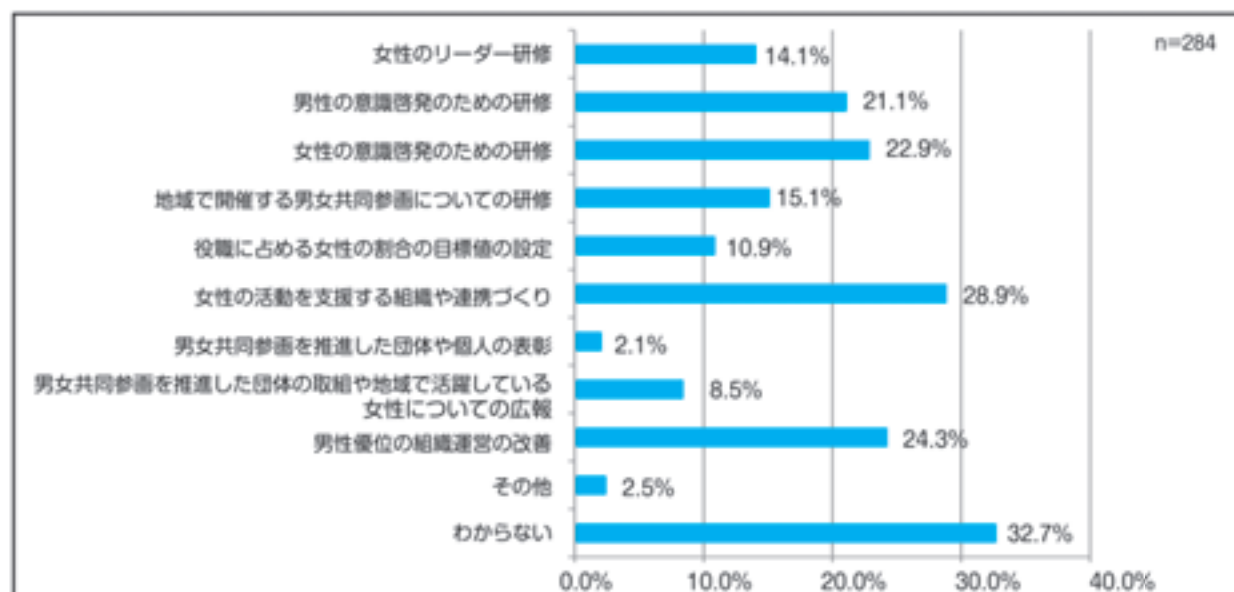
●家庭において、収入を得ることや家事、子育て、介護・看護、地域活動への参加など、どちらが負担していますか（配偶者又はパートナーと同居している方のみ回答）

収入を得ることに関しては、「夫が中心・どちらかといえば夫が中心」が65.4%と大半を占めているが、子育て、食事のしたく、後片付け・食器洗い、掃除・洗濯は、「妻が中心・どちらかといえば妻が中心」が8割、日常の買い物、介護・看護、学校行事への参加も7割を超えており、女性中心となっていることがうかがえます。



●地域活動における方針決定の場への女性の参画が増えていくためには具体的な施策としてどのようなことが効果的だと思いますか

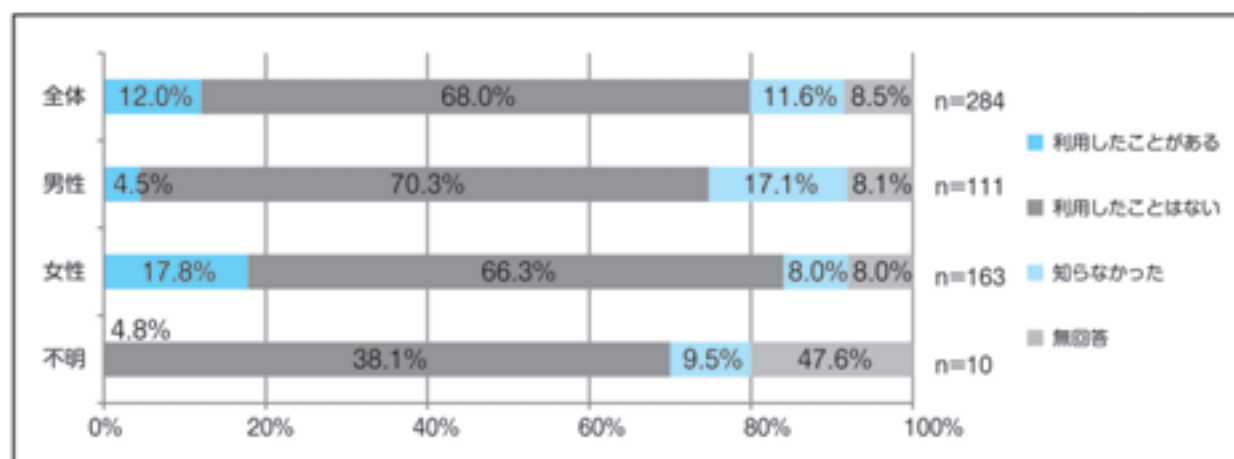
地域活動での方針決定の場への女性の参画に効果的な取り組みとして、「女性の活動を支援する組織や連携づくり」（28.9%）との意見が最も多く、次いで「男性優位の組織運営の改善」「女性の意識啓発のための研修」、が多くなっています。



●あなたは、次にあげる制度を御存知ですか。また利用したことがありますか

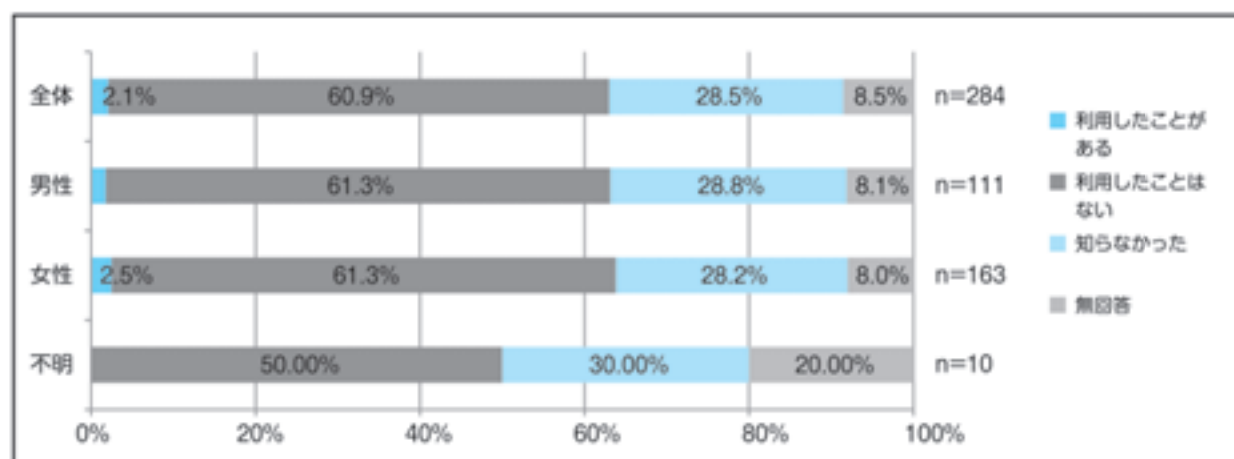
①育児休業制度を知っていますか？利用したことはありますか？

男女共に、「知っているが、利用したことはない」が半数以上を占めている。「知らなかった」の回答が男性17.1%、女性8.0%にのぼり、周知が十分でない部分もうかがえる。「利用したことがある」のは男性が4.5%、女性が17.8%と、そのほとんどは女性が利用していることがわかった。



②介護休業制度を知っていますか？利用したことはありますか？

「利用したことがある」は全体でも2.1%と非常に少ない回答となっている。「知っているが利用したことはない」が60.9%であったが、「知らなかった」と答えた人が28.5%にのぼった。これは、回答者に60歳代以上が多く、現役で労働していた時代にこの制度が普及していなかったことも一つの原因と考えられる。



義務教育学校9年生意識調査（抜粋）

1 調査の概要

(1) 調査目的

本調査は、多久市男女共同参画計画（計画期間：2023年度～2027年度）の策定にあたって、多久市の現状評価や課題、今後多久市で期待する男女共同参画施策の方向性など、市民の意識構造の実態を把握し、計画づくりの基礎資料を得るために実施したものです。

(2) 調査対象及び調査方法

項 目	内 容
調 査 対 象	多久市内全義務教育学校9年生
配 布 枚 数	146名
抽 出 法	全数調査
調 査 方 法	教員による配布・回収。自記入方法
調 査 時 期	令和4年10月
調 査 地 域	多久市内全域

(3) 配布数及び回収結果

項 目	内 容
配 布 数	146枚
有 効 回 収 数	138枚
有 効 回 収 率	94.5%

2 調査内容

- (1) あなたは結婚についてどう思いますか
- (2) あなたが結婚相手を選ぶときに何を一番に考えますか
- (3) あなたは夫婦別姓についてどう思いますか
- (4) 家事・育児について
- (5) あなたが将来社会に出て働く一番大きな理由は何ですか
- (6) あなたは仕事をずっと続けたいと思いますか
- (7) 固定的な意識調査について
- (8) 男女平等について
- (9) 男女共同参画に係る用語について

3 回答者の属性

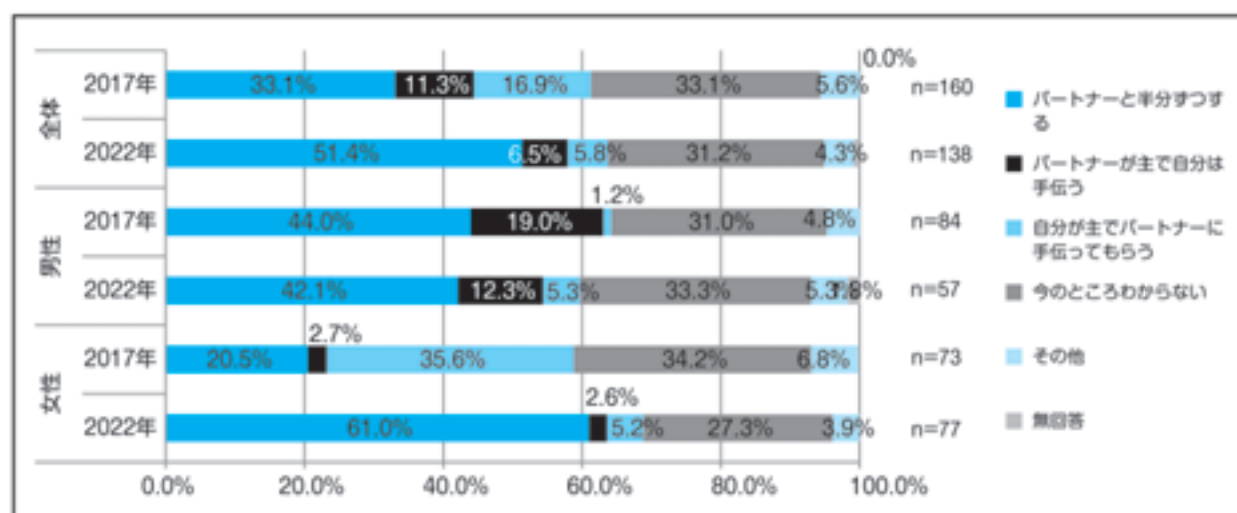
(1) 性別

- ・138件の回答のうち、男性57名 女性77名 無回答4名
- ・全体の割合では、男性：41.3% 女性：55.8% 不明者：2.9%となっています。

●結婚後の家事の役割分担についてどう思いますか

男女ともに、「パートナーと半分ずつする」が最も多く、次いで「今のところ分からない」が多かった。男性では「パートナーが主で自分は手伝う」が3番目に多い結果となっており、固定的な性別役割分担の傾向がうかがわれる。

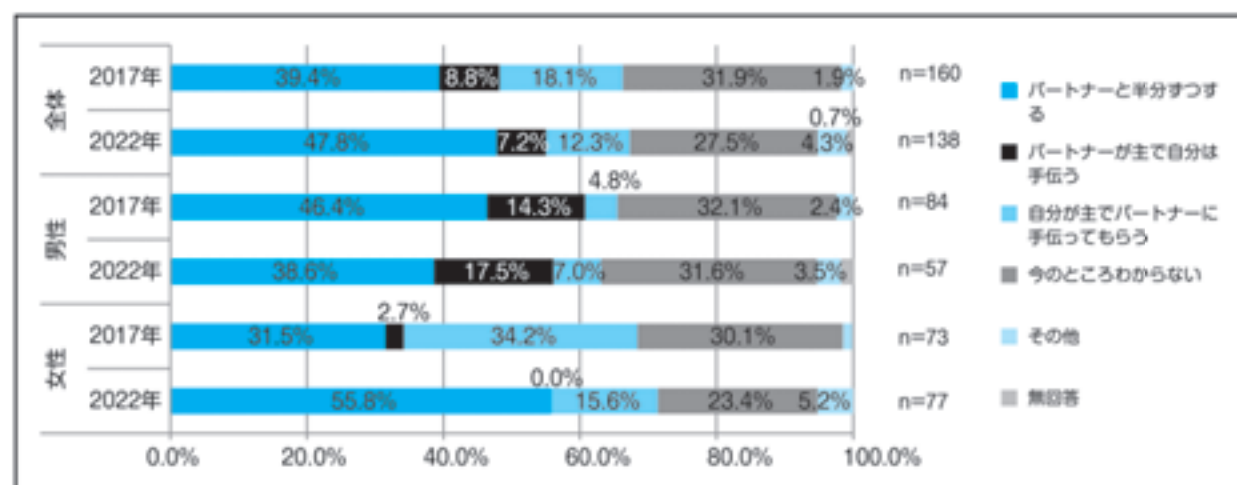
前回調査との比較をすると、「パートナーと半分ずつする」が20%近く増加している。今回調査では、女性回答の「パートナーと半分ずつする」が40%増加し、逆に「自分が主でパートナーに手伝ってもらう」が30%減少していることから、女性の意識が変わってきていることがわかる。



●結婚後の育児の役割分担についてどう思いますか

全体的には、「パートナーと半分ずつする」が最も多い結果となっているが、女性回答で「自分が主でパートナーに手伝ってもらう」が15.6%に対し、男性回答では「自分が主でパートナーに手伝ってもらう」は7.0%と低い数値となっている。逆に「パートナーが主で自分は手伝う」は、男性回答では、17.5%に対し、女性回答は0%と低い数値となっている。

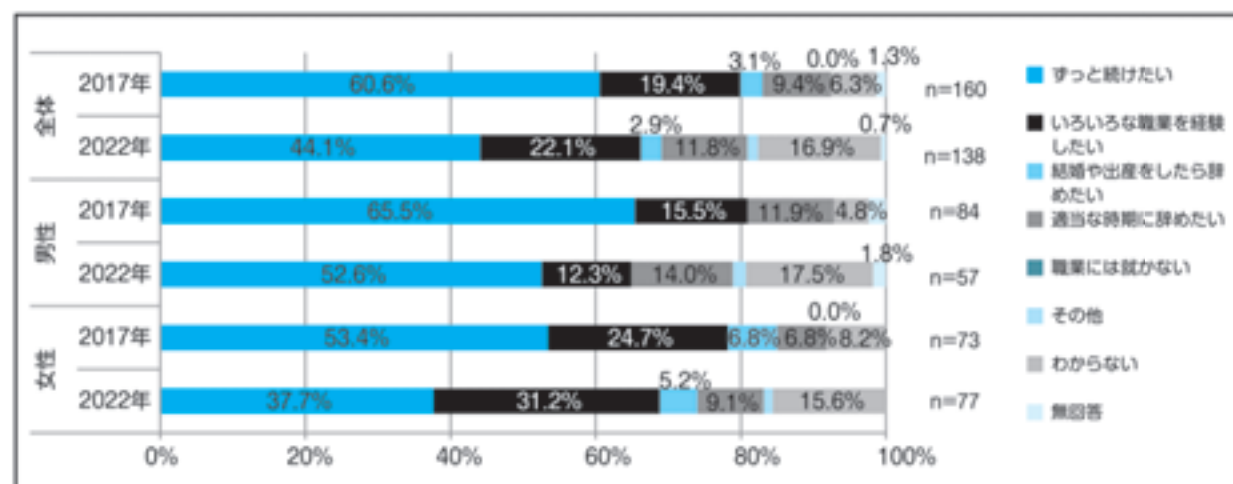
前回調査との比較をすると、男性回答では、「パートナーと半分ずつする」が減少し「パートナーが主で自分は手伝う」が増加したが、女性回答では、「パートナーと半分ずつする」が増加しており、「自分が主でパートナーに手伝ってもらう」は減少している。



●あなたは職業をずっと続けたいと思いますか

「ずっと続けたい」が最も多く、次いで「いろいろな職業を経験したい」が多い回答となっている。

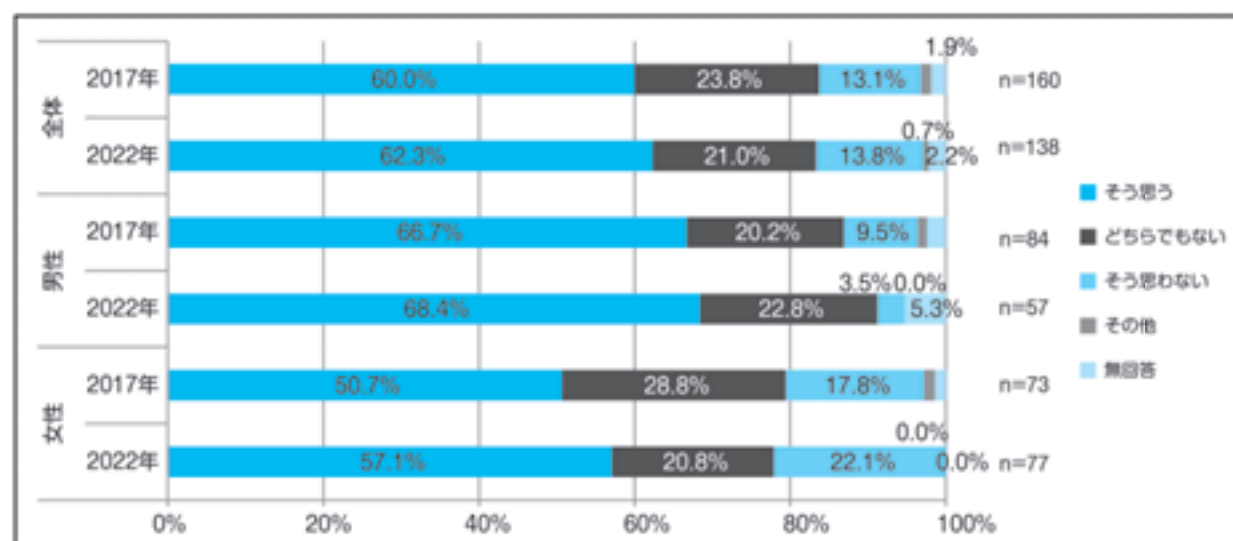
前回との比較では、「ずっと続けたい」は減少しており、代わりに「いろいろな職業を経験したい」が増加している。



●男女平等社会であるので、社会に出て男女ともにいろいろな職場に進出できると思いますか

「男女ともにいろいろな職場に進出できる」と思っているが、全体で62.3%に対し、「男女ともにいろいろな職場に進出できる」と思わないが13.8%と約5倍近い開きとなっている。男女を比較すると、「男女ともにいろいろな職場に進出できる」と思っているは、男性回答68.4%、女性回答57.1%と11ポイントの開きがあった。

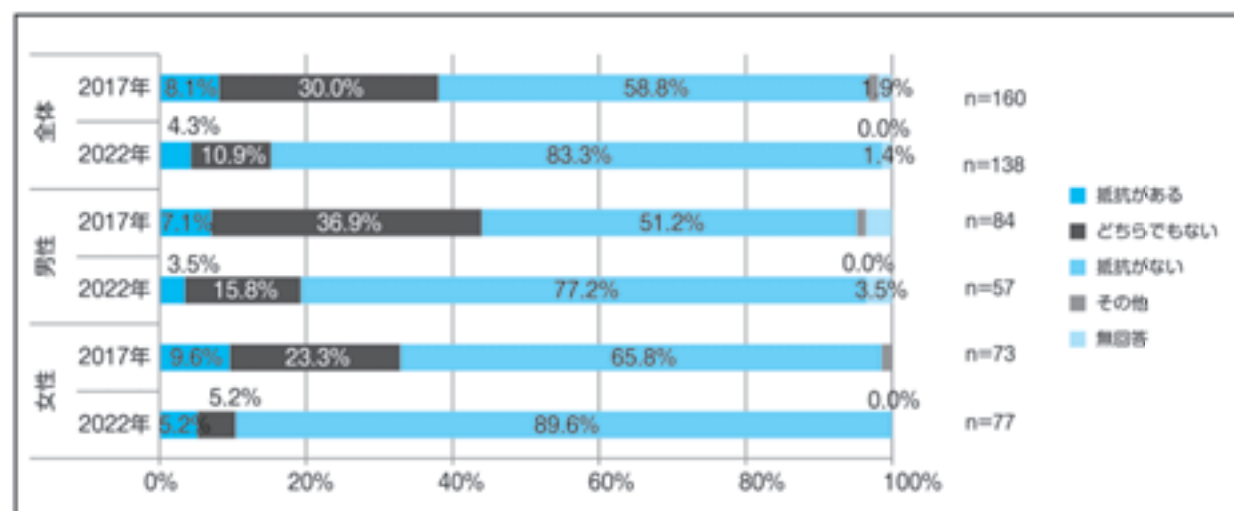
前回調査との比較では、全体では大きな変化はないが、「男女ともにいろいろな職場に進出できる」と思わないとの回答が男性では減少しているのに対し、女性では増加している。



●あなたは男性が育児休業をとることに抵抗がありますか

男女共に「男性が育児休業をとることに抵抗がない」と8割以上が回答している。「男性が育児休業をとることに抵抗がある」は全体でも4.3%と低い数値となっている。

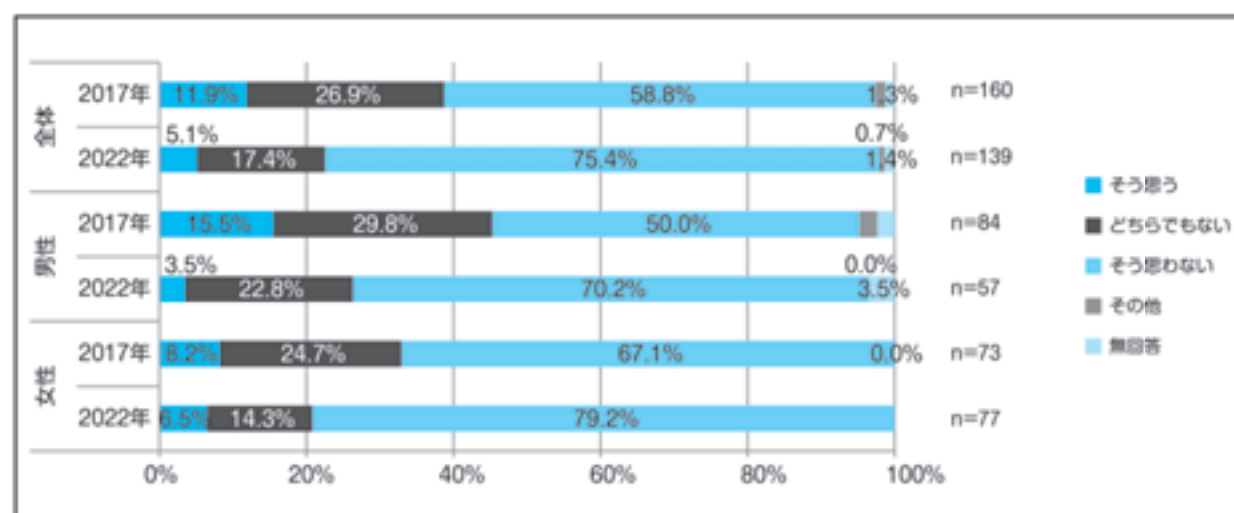
前回調査と比較すると、「男性が育児休業をとることに抵抗がない」が今回調査で男性回答が26ポイント増加し、女性の回答が24ポイント増加と、増加の幅が大きい。



●あなたは「男は仕事、女は家庭」というのが理想だと思いますか

「男は仕事、女は家庭というのが理想だと思わない」が、全体で75.4%に対し、「理想だと思う」との回答の約15倍となっている。

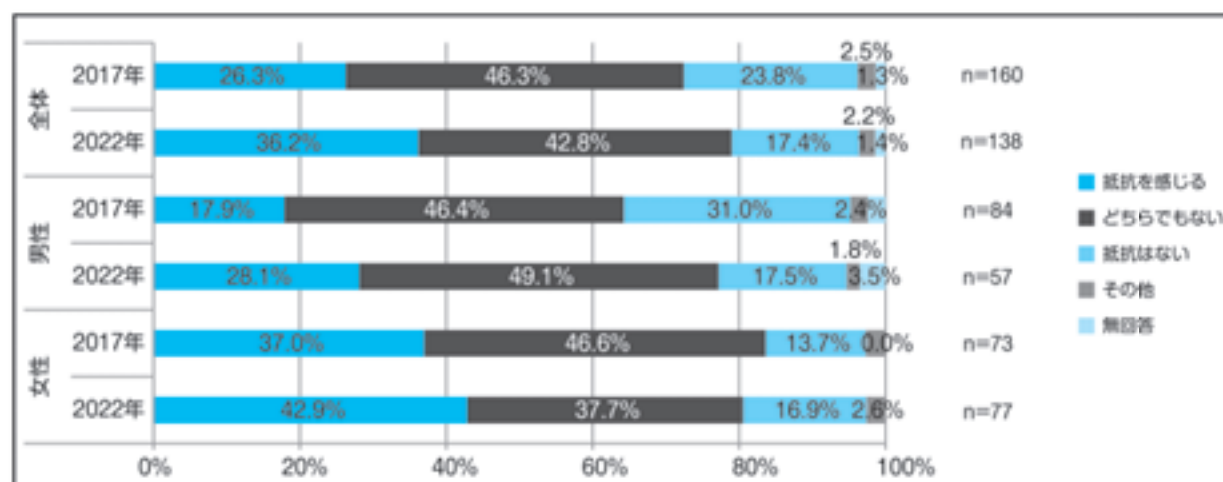
前回調査と比較すると、「理想だと思う」が11.9%から5.1%に減少しているのに対し、「理想だと思わない」は58.8%から75.4%に増加している。男性が50.0%から70.2%に増加と20ポイント増加して、伸び幅が大きい。



●あなたは「女らしく」または「男らしく」しなさいといわれることについてどう思いますか

全体では「どちらでもない」が最も多く、42.8%となっている。「女らしく」または「男らしく」しなさいといわれるのに「抵抗を感じる」が36.2%と、「抵抗はない」17.4%を上回る結果となった。男女別では、男性では「どちらでもない」が多いのに対し、女性では「抵抗を感じる」が一番多くなっている。

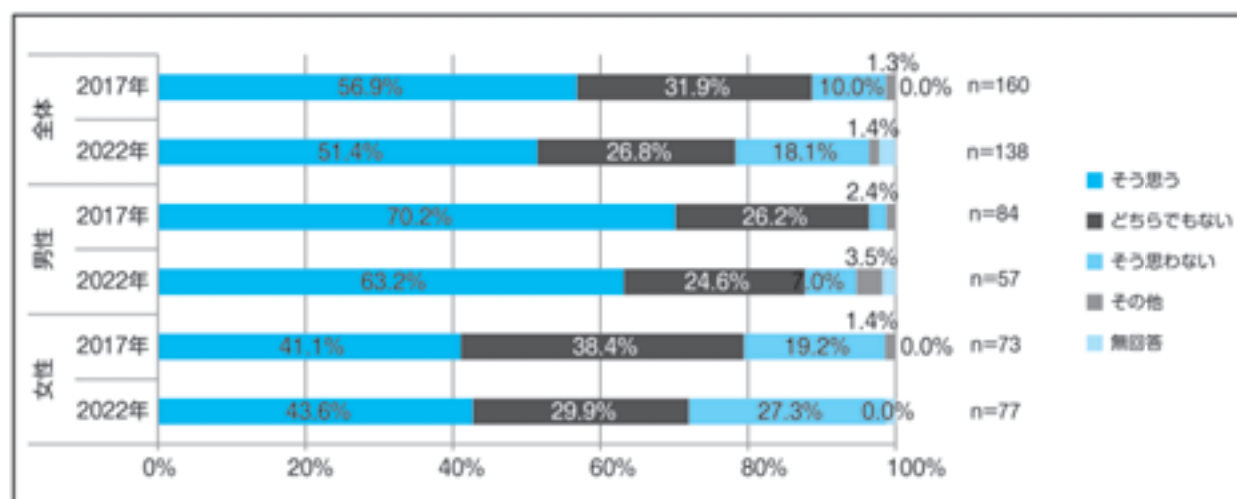
前回調査と比較すると、女性では「抵抗を感じる」が5.9ポイント増加し、「抵抗はない」が3.2ポイント減少しているのに対し、男性では「抵抗がある」が10.2ポイント増加し、「抵抗はない」が13.5ポイント減少している。



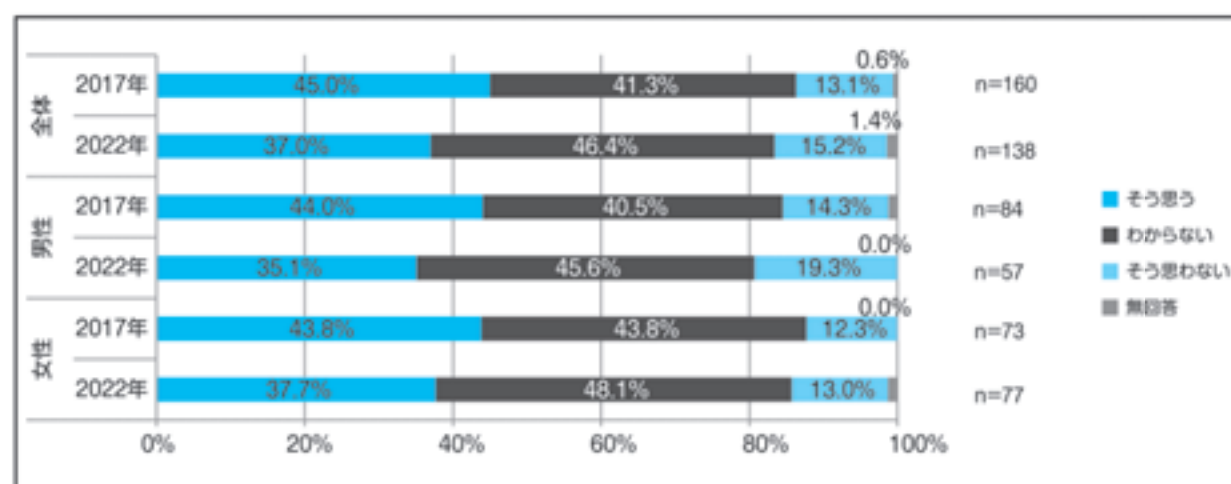
●あなたは今度生まれ変わっても、このままの性(男性なら男性、女性なら女性)がよいと思いますか

「このままの性がよい」と思っているが、男性回答で63.2%に対し、女性回答では41.6%と21.6ポイントの開きがある。女性回答では「このままの性がよいと思わない」が27.3%となっており、男性回答の「このままの性がよいと思わない」が7.0%と比較すると20.3ポイントの開きとなっている。

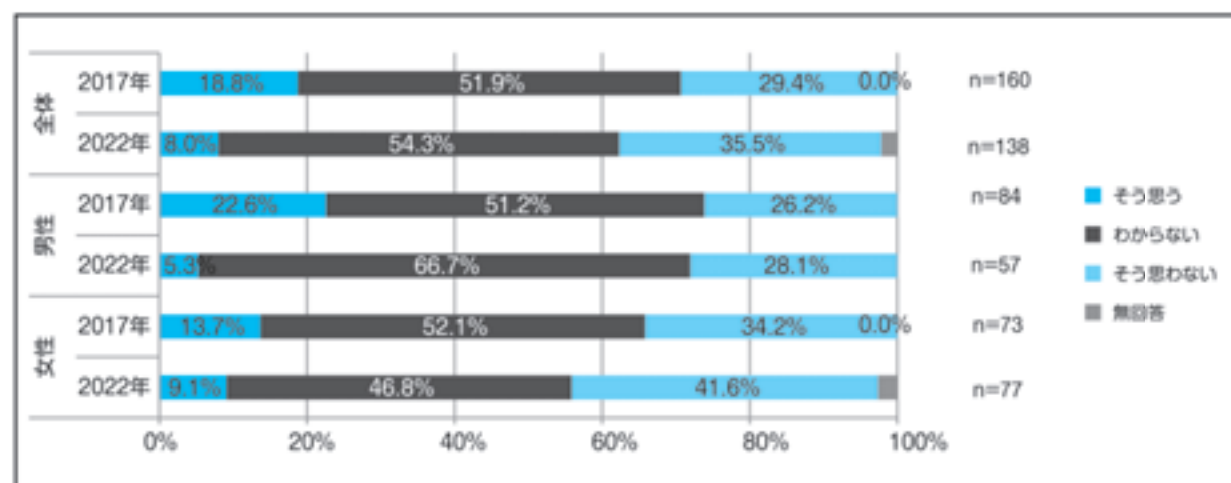
前回調査と比較すると、男性は「このままの性がよい」と思っているが減少し、「このままの性がよいと思わない」が増加している。



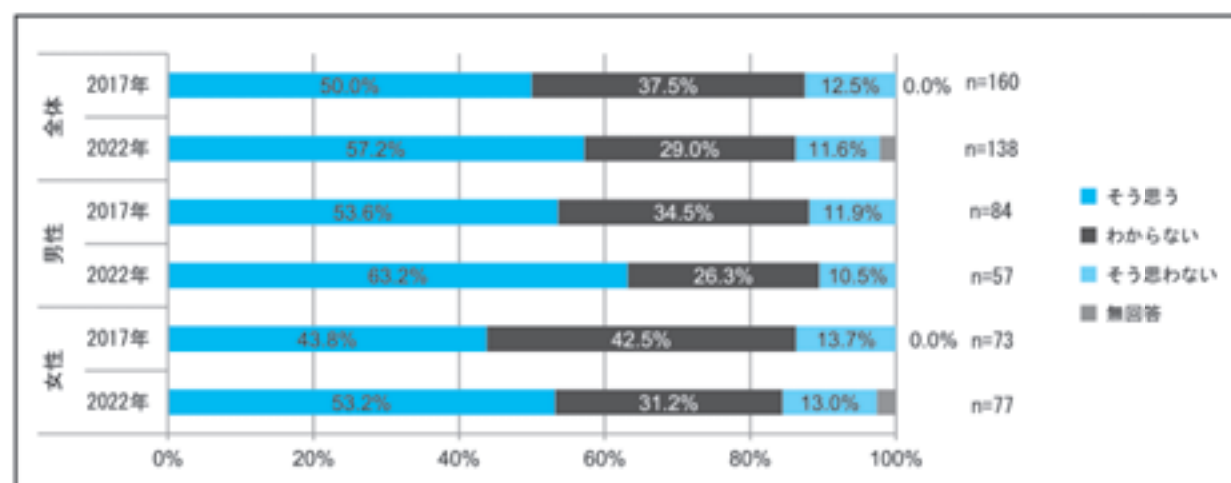
●あなたは（学校で）現在、男女は平等だと思いますか



●あなたは（社会で）現在、男女は平等だと思いますか



●あなたは（家庭で）現在、男女は平等だと思いますか



市内事業所意識調査結果（抜粋）

1 調査の概要

（1）調査目的

本調査は、多久市内事業所における、育児休業や介護休暇の運用状況、女性の管理職への登用、セクシュアルハラスメント等防止のための取り組みなど男女共同参画についての制度や意識について把握し、多久市男女共同参画計画（計画期間：2018年度～2022年度）の策定のための基礎資料を得ることを目的とする。

（2）調査対象及び調査方法

項 目	内 容
調 査 対 象	多久市内に住所を有する従業員10人以上の事業所
配 布 枚 数	65事業所
抽 出 法	全数調査
調 査 方 法	対象事業所に対し、調査票を郵送により配布、回収
調 査 時 期	令和4年10月

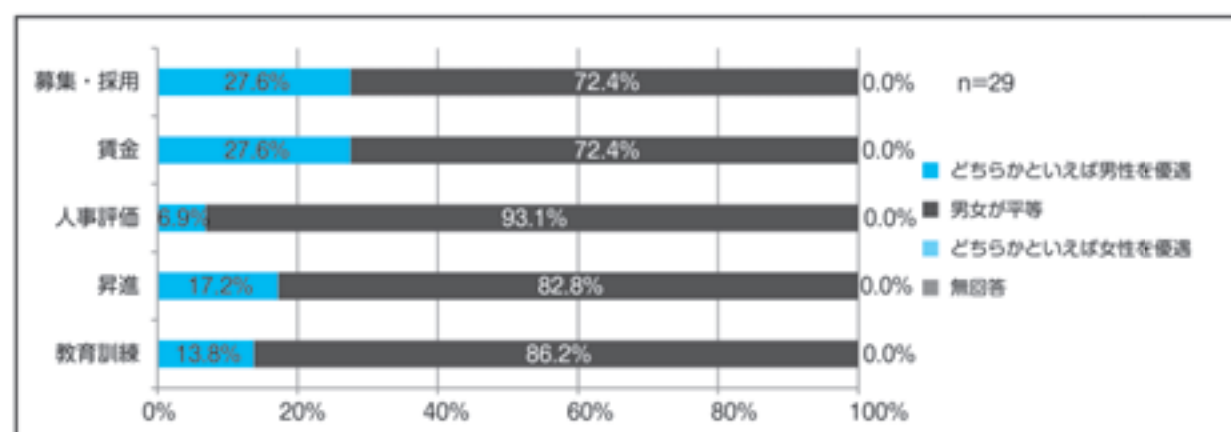
（3）配布数及び回収結果

項 目	内 容
配 布 数	65枚
有 効 回 収 数	29枚
有 効 回 収 率	45%

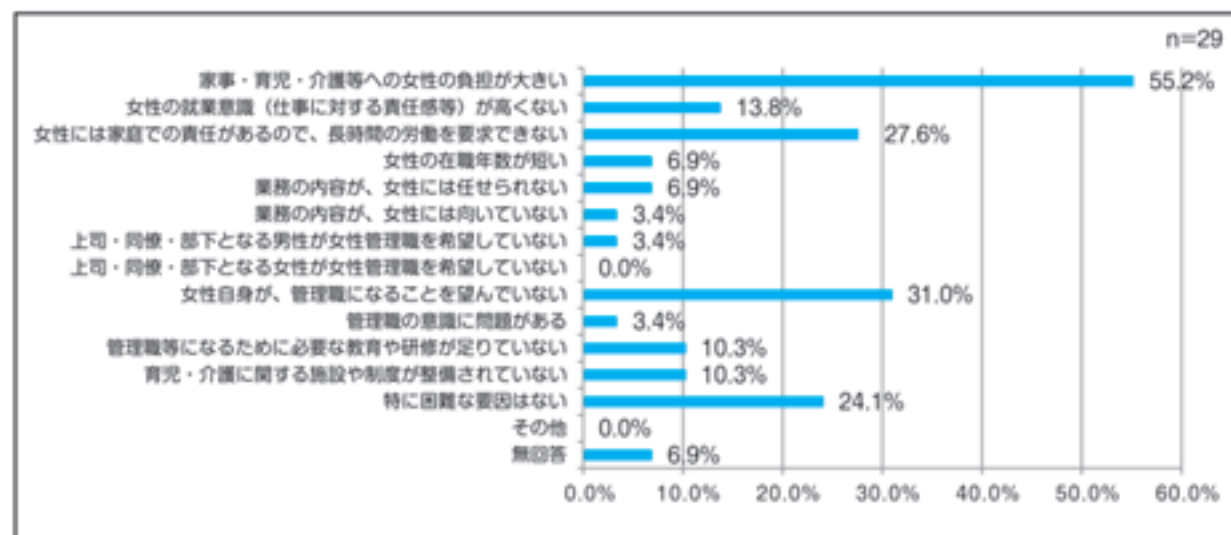
2 調査内容

- （1）事業所について
- （2）待遇面での男女共同について
- （3）女性の管理職の登用について
- （4）ポジティブ・アクションについて
- （5）育児と介護の両立支援の取組みについて
- （6）ワーク・ライフ・バランスについて
- （7）ハラスメント対策について
- （8）行政へ期待することについて

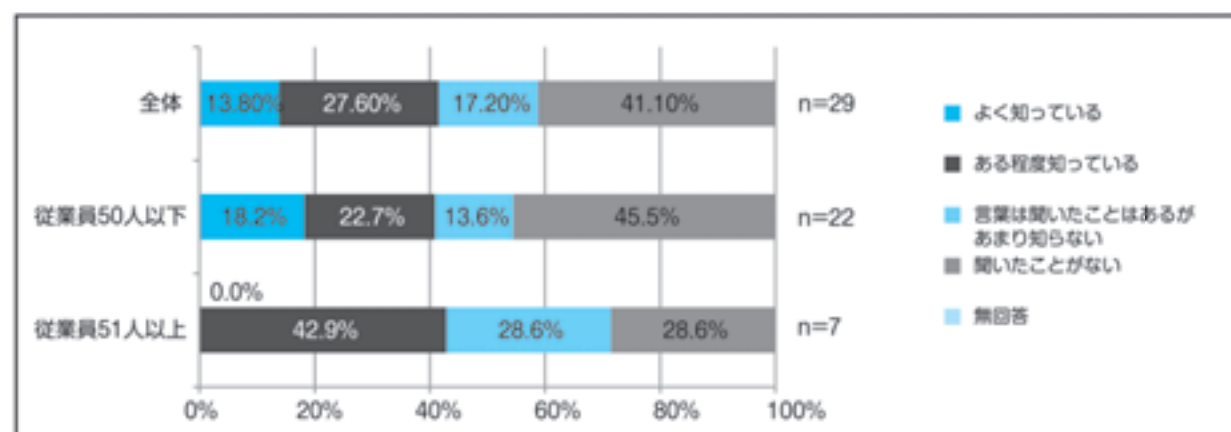
●次の項目について男女平等になっていますか



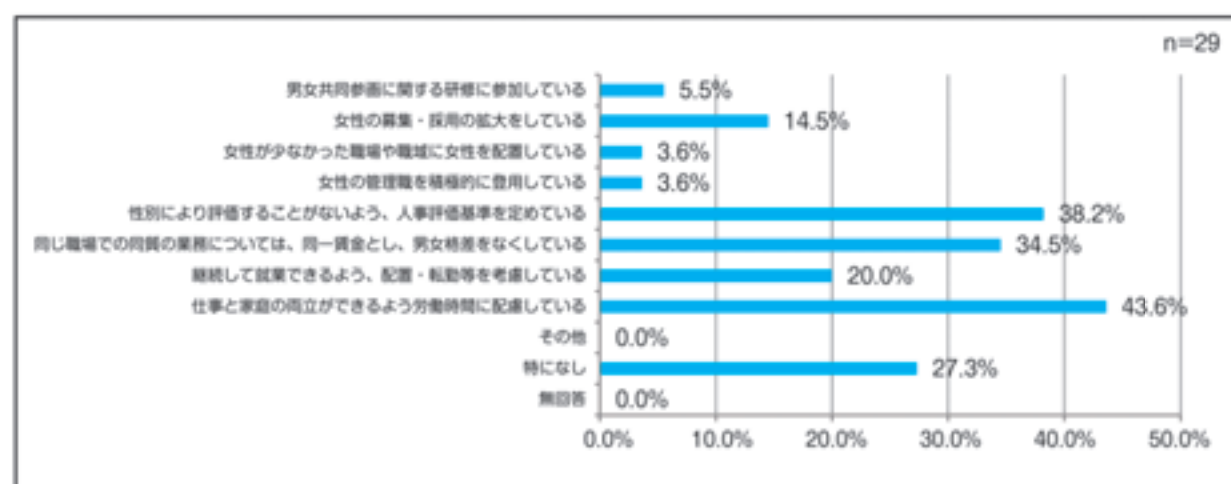
●職場における女性の登用（管理職や意思決定の場への参画）を困難にしている要因について



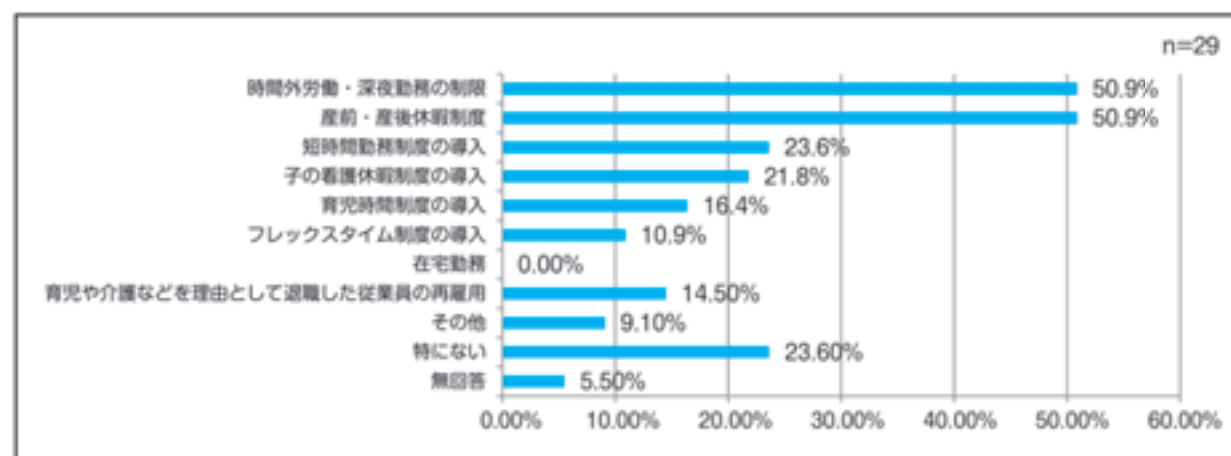
●ポジティブ・アクションという言葉を知っていますか



●男女共同参画の職場とするための積極的な改善策としての取組みについて

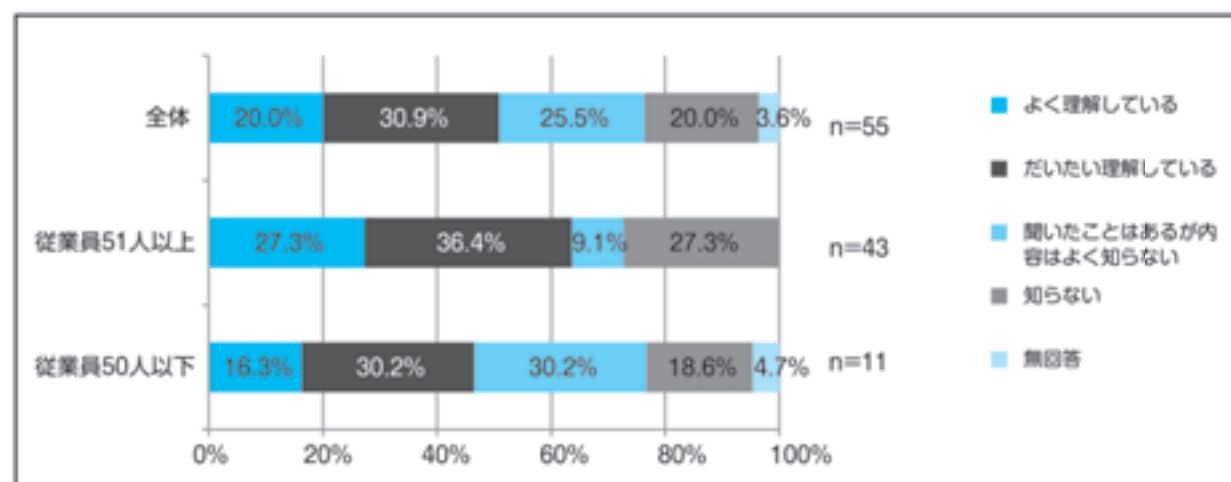


●育児や介護を行う従業員のためどのような支援を行っていますか

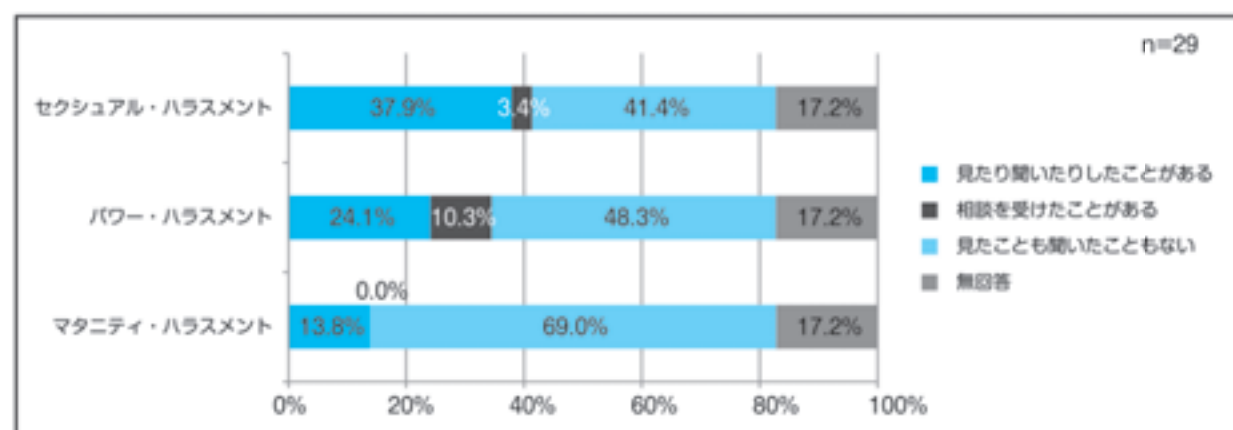


その他：託児所を法人で経営、学校・保育園が休みの時の託児事業、有給・半休の急な取得も認めるなど

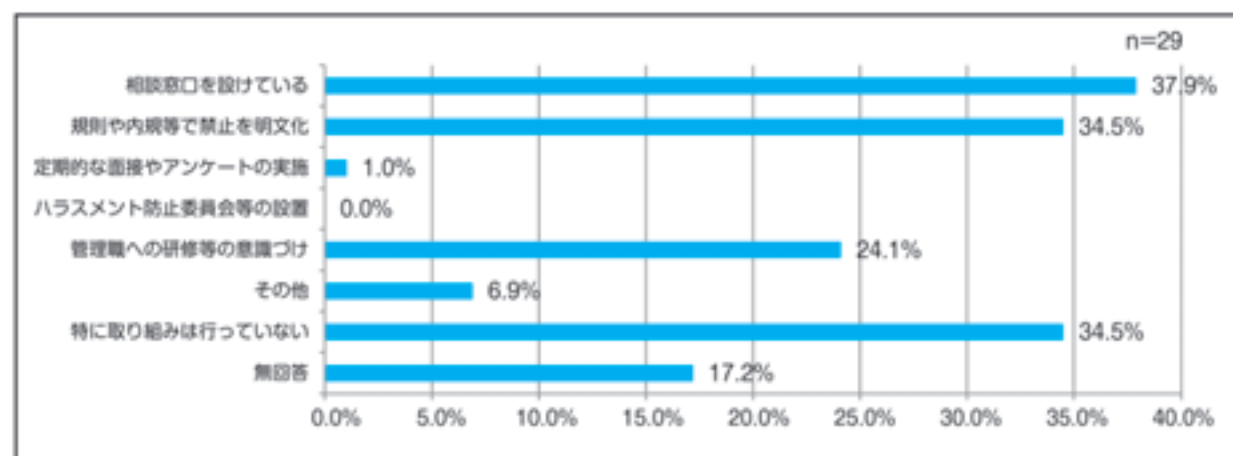
●「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」について知っていますか



●職場で「セクシャル・ハラスメント」「パワー・ハラスメント」「マタニティ・ハラスメント」について見たり聞いたりしたことがありますか

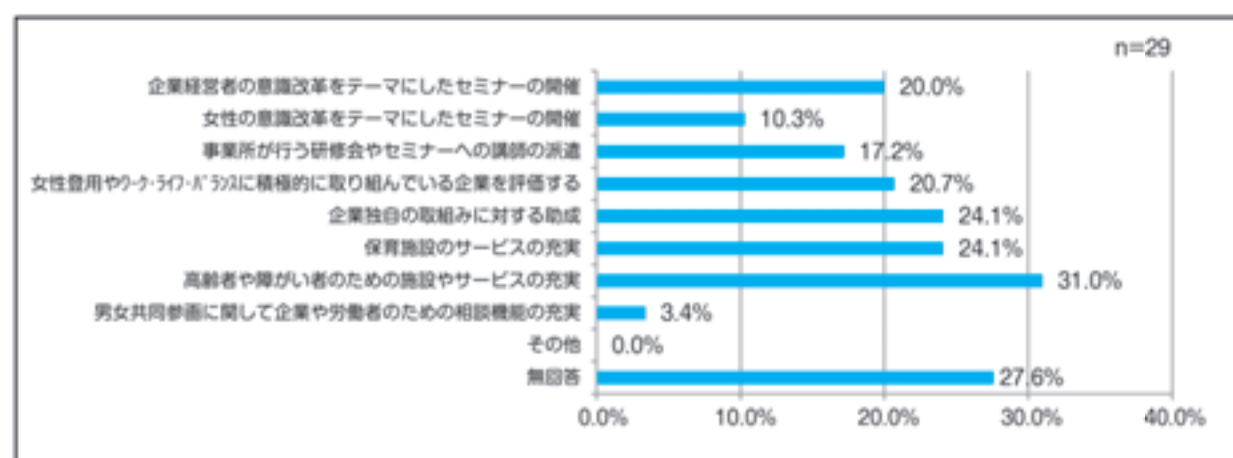


●「ハラスメント」に対する取り組みを行っていますか



その他：就業規則の罰則規定の明示、DVD鑑賞

●男女共同参画社会づくりや女性の活躍推進、仕事と家庭の両立支援を進めていくうえで行政にどのような取り組みを期待していますか



男女共同参画に関する用語集

育児・介護休業法

労働者の仕事と育児や介護の両立を支援するための法律。民間事業主に対して、雇用した労働者から、育児や介護の申請があった場合、雇用関係を継続したまま、一定期間の休暇を与えることを認めるよう義務付けている。育児休業法は平成4（1992）年4月から施行されており、平成7（1995）年に「育児・介護休業法」に改正された。

固定的性別役割分担意識

「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」などのように、男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことをいいます。

CSO

Civil Society Organizations（市民社会組織）の略で、佐賀県ではNPO法人、市民活動・ボランティア団体（以上志願組織）に限らず、自治会・町内会、婦人会、老人会、PTA（以上地縁組織）といった組織・団体も含めて、「CSO」と呼称しています。

ジェンダー（Gender 社会的性別）

男らしさ、女らしさのように社会的、文化的に形成された性差のことを言います。これに対し生物学的な性差を「セックス（sex 生物学的性別）」と言います。

女子差別撤廃条約

女子差別撤廃条約は、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念として、昭和54（1979）年の第34回国連総会において採択され、昭和56（1981）年に発効しました。

ストーカー

特定の相手に対して執拗につきまとう行為をストーカー行為（ストーキング）と呼び、特定の相手に対して好意または怨恨を抱いて、つきまとい行為を繰り返す者のことをいいます。

セクシュアル・ハラスメント（Sexual Harassment）

相手の意に反した性的な言動により相手に不快を与える性的いやがらせ行為をいいます。職場においては、性的な言動に対する労働者の対応により、当該労働者がその労働条件において不利益を受けるものや就業環境が害されるものなどがあります。

ソーシャル・ネット・ワーキングサービス（SNS）

人と人との社会的な繋がりを維持・促進する様々な機能を提供する、会員制のオンラインサービスのこと。

男女共同参画社会

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。（男女共同参画社会基本法第2条）

男女雇用機会均等法

職場における男女の差別を禁止し、募集・採用・昇給・昇進・教育訓練・定年・退職・解雇などの面で男女とも平等に扱うことを定めた法律のこと。1985年に制定され、翌年の1986年より施行された。

デートDV

結婚や同棲をしていない交際相手からの暴力をいいます。その暴力には身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力などの多様な暴力が含まれます。

ドメスティック・バイオレンス（DV／domestic violence）

「パートナー等の親密な関係にある（あった）カップルの間でふるわれる暴力」のこと。

ハラスメント（Harassment）

他者に対する発言や行動等が、本人の意図に関係なく、相手や周囲の者を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与えること。

パワー・ハラスメント（Power Harassment）

職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。

ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業のこと。

ポジティブ・アクション（positive action／積極的改善措置）

働く事や仕事に対する意欲の高い女性を積極的に登用し、能力を発揮してもらおうという事業所等の自主的な取り組みのこと。

マタニティ・ハラスメント（Maternity Harassment）

働く女性が受ける妊娠・出産・育休などを理由とする、精神的・肉体的いやがらせや解雇・雇止め・降格などの不利益な取扱いのこと。

メディア・リテラシー（media literacy）

情報メディアを主体的に読み解いて必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き、活用する能力のこと。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（reproductive health／rights）

「性と生殖に関する健康／権利」と訳され、1994年のカイロの国連会議で国際的承認を得た考え方で、女性が身体的・精神的・社会的な健康を維持し、子どもを産むかどうか、いつ産むか、どれくらいの間隔で産むかなどについて選択し、自ら決定する権利のこと。

ワーク・ライフ・バランス（work-life balance）

「仕事と生活の調和」と訳され、国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

